

1 監査対象事項

- ・ 県税の賦課徴収事務について
- ・ 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成24年4月26日付け山梨県公報号外第27号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>テーマ1 県税の賦課徴収事務について</p> <p>1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税</p> <p>（1）個人県民税の賦課・徴収に当たり市町村との協力体制を構築すべきである（意見）</p> <p>県は、個人住民税の賦課徴収については、法令により市町村が行うことになっており、市町村に依存している。</p> <p>県は、賦課業務については市町村とともに申告内容のチェック手法の研究、組織体制の構築方法、これらの講習活動を行うなど、共同的な組織体制を整えるべきである。</p> <p>非居住者の事業所・家屋敷等に係る課税客体の情報入手について、市町村任せである。県が有する不動産取得税課税時等の情報を、市町村に提供する体制を整えるべきである。</p>	<p>個人県民税の賦課徴収は、法令に基づき「個人市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行なう」こととされているが、例外として地方税法第48条により市町村からの同意を得て滞納者から徴収できることとされている。</p> <p>賦課業務に疑義がある場合は、従来から市町村課において助言を行っており、今後も県と市町村が共同で行っていくべき内容、共有すべき情報等について担当者会議の場などで協議していく。</p> <p>また、徴収に当たっては、滞納整理推進機構を設置し県と市町村とで共同して滞納整理を推進してきた。平成24年度には、地方税法第48条による滞納整理の他、市町村の税務職員の派遣要請を行なうなど、共同した取り組みを更に推進している。</p> <p>非居住者の事業所・家屋敷等に係る課税客体の把握に関しては、不動産取得税の課税データが市町村の固定資産税の課税データに漏れなく反映されていることから、新たに県から市町村に提供できるデータは無いものと考えている。</p>

賦課徴収に係る市町村への訪問調査について、正式な行政文書として保存するとともに、調査計画等に基づいた効果の高い調査とすべきである。

(2) 不動産貸付業の課税の認定基準を見直す必要がある(意見)

不動産貸付業の課税対象は、家屋及び土地の貸付について一定の基準が定められている。

この基準に満たない場合、所得税の不動産所得が290万円超であっても、課税の対象から除かれる事例がある。

個人事業税の課税の公平性からや、県税事務所の確認作業などにかかるコスト負担を考慮すると、認定基準に問題があると判断されるので、基準の見直しについて国へ働きかけを検討することも必要である。

(3) 個人事業税について申告納税制度への移行も検討すべきである(意見)

個人事業税は所得税申告に基づき県が調査の上課税標準を決定して賦課課税が行われている。県は適正な課税が行われるように独自の調査を実施して課税標準を算出しているが、調査には限界がある。納税者自らが自己責任により申告を行う申告納税制度に移行することも一考の価値があるものと思われる。

制度の大幅な変更を伴うもので、県が独自に行いうるものではないので、国に対し要望していくことも必要と思われる。

(4) 医療系の居宅サービス収入について事業税の課税、非課税を周知する必要がある。(意見)

社会保険診療は、地方税法(第72条の

今後は、計画的な調査の実施に努めるとともに、結果については、行政文書として保存する。また、滞納整理推進機構との役割を明確にする中で、調査内容の見直しを行った。

平成23年度関東甲信越主管課長会議において、総務省自治税務局都道府県税課に対して本県を含む全都県の総意として「5棟10室」等の認定基準を賃貸料収入金額とするよう、既に要望している。

本事案は、取扱通知改正を伴うことから、引き続き国に対して機会を捉え要望を行なっていく。

制度の根幹にかかる問題であり、国や他の都道府県の動向も含め、慎重に検討すべきものであり、現時点では要望する段階にはないものとする。

確定申告書の「個人事業税に関する事項」の記載を徹底させることで、納税者に個人事業税の申告をしているという認識を持たせるとともに、課税業務の負担軽減ができるので、記載について周知を図っていく。

現行配付している「医業・歯科医業の所得に関する計算書の作成に当たっての

49の8)に基づき事業税を非課税にしているが、医療系の居宅サービスの中に社会保険診療から除かれる収入があり、その部分については事業税が課税になるので、周知する必要がある。

(5) 医療の事業税の所得計算を所得配分方式に変更することを検討すべきである。(意見)

医療の事業税の所得計算を、納税者の申告負担及び県税の作業の効率化を図るため現行の「経費配分方式」から「所得配分方式」への変更を検討すべきである。

また、計算書については計算ミス等による記載間違いが多く見られるが、間違いの内容を類型化し、税理士会などの納税関連団体等に伝え周知する必要があると思われる。

(6) 請負業等の所得の判定について、国税と同一の見解で対処することが望ましい。(意見)

県税事務所は、事業税を賦課するに当たり、請負業等の所得税の確定申告者が通常単に自己の労働を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っている者については、事業税を課さないこととされていることから、「請負」か「給与」かを判断するため独自に実態を調査している。

しかし、「給与」と認定した事例で見ると、「給与所得」とするならば申告所得が減額となるが、県税事務所には所得税を更正する権限はないのでその後の対応はない。結果として、国税の申告と事業税の申告(賦課)に相違が生じることとなり、その是非に疑問を感じる。国税と連

留意点」等に非課税分の詳細を記載することにより、対象者に周知することとした。

現在、国の税制調査会において社会保険診療の実質的非課税措置の存廃について継続的な検討が行われており、検討結果によっては、現行の課税方式の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となる。このため、当面は、国の動向を見守ることとしたい。

また、計算書の記載間違いについては、税理士会などの納税関連団体等に伝え、計算ミス等による間違い等がなくなるよう周知する。

県の実態調査の結果、請負業等について所得税の確定申告と明らかに実態がかけ離れていると判断した場合には、国に対し内容を確認することとする。

また、国税の調査に基づく情報については、今までどおり必要な情報提供の協力を求めるなど、国税と連携を図るよう努めていく。

携し、国と県が同一の見解のもとに対処することが課税の公平性の観点からも望ましいと思料される。

(7) 情報の入手及び管理状況が前近代的なのでシステムの強化等を検討すべきである(意見)

個人事業税の課税の計算のために行なう確定申告書の複写、損失申告の書面によるファイル等の対処状況は前近代的なので、順次システムを強化し、データの電子化等の改善を図るべきである。

また、電子申告の一層の普及啓発活動を行うことが必要である。

(8) 課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要な共通経費の按分について、その処理方法を広く周知することや、按分の結果等を通知することを検討することも必要である。(意見)

課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要な共通経費等の按分について地方税法の規定では調査を前提としているが、実際の賦課実務においては県が独自に各事業の収入比によって按分を行っているため、その実態と乖離してしまう可能性が存在する。

調査の全件実施は多大なコストを伴うため慎重な判断が必要だが、そのような処理を行っていることを広く周知することや、按分の結果等について通知を行うこと等を検討することも必要ではないかと思われる。

確定申告書の添付資料を含めた電子化については、今後も国と連携して e-Tax の普及を図っていく。

また、損失申告の繰越欠損控除の処理の効率化については、現時点での e-Tax 普及率や税務システムの状況からすると現在の方法が合理的だと思われるが、将来的な税務システムの再構築の検討とあわせて、他の都道府県の状況等も参考にしながら現在より効率的な処理方法を検討することとした。

地方税法に従い、納税通知書により決定した課税標準額は納税者に通知しているが、経費の按分方法等については、ホームページ等に掲載することにより周知することとした。

(9) 事業用資産譲渡損失を事業収入から減算する際に事業割合が考慮されていない(意見)

個人事業税の計算においては、所得税では譲渡所得に区分される事業用資産の譲渡損失がその所得金額から控除されることとなっているが、その控除額の算定時に事業用資産の事業専有割合が全く考慮されていない。現在の計算方法では、譲渡損失のうち、事業外の家事使用に該当する金額までもが控除対象となるが、所得から控除される譲渡所得の金額の算定に当たっては、事業専有割合を考慮した計算が行われるべきであると判断される。

(10) 事業開始の届出書の提出義務が形骸化しているため、その必要性を含めて検討すべきである(意見)

山梨県県税条例によると、県内において個人事業税の課税の対象となる事業を開始又は廃止した個人は、その旨を記載した届出書を山梨県知事に提出しなければならないとなっている。(県税条例第43条の6)

しかし、山梨県においては当該届出書の提出は相当数行われていないと推測されているにもかかわらず、その実数は把握していないとの事であった。

個人事業税の事業用資産の譲渡損失については、確定申告書の「住民税・個人事業税に関する事項」欄に記載することになっているが、記載されていない場合が多い。このため、「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に譲渡損失の記載がある資産のうち、事業用資産に当たるものを、個人事業税の事業用資産の譲渡による損失額としている。

ところで、この欄に記載された事業用資産の譲渡損失額には、所得税の計算上事業専用割合分しか計上されず、家事使用分については含まれていない。

したがって、個人事業税の譲渡損失の計算において、事業専有割合を考慮する必要はない。

しかし、確定申告書の「住民税・個人事業税に関する事項」欄に記載があれば、事務の合理化が図られることから、この欄に事業用資産の譲渡損失の記載が徹底されるよう関係機関を通じて指導していく。

「個人の事業開始等の届出書」については、事業者の開・廃業日や住所変更等を記載するようになっており、賦課実務の参考にしている。

県のホームページには既に届出書の提出についての記載があるが、国の協力を得て、所得税の確定申告の説明会の機会などを通じて、事業を開始する者に対して、周知するなどしていく。

届出書が単に事務作業を煩雑にされるだけのものであるならば廃止を含めて今後の運用方法を検討すべきである。検討の結果、その存在が必要であると認められるならば、規定に従って適切に運用すべきであると考えられる。

(11) 個人事業税の不申告者に対する過料の制度運用を検討すべきである。

(意見)

事業を廃止した場合の事業税の申告期限は1月以内となっているが、確定申告を待たずに個人事業税の申告を行なった者は担当が把握する限り存在していない。

県税条例によると、個人事業税の納税者で、申告を行わなかった者に対しては10万円以下の過料を科すと定められているが、その過料を申告期限後のどの段階で科するかについては特段の定めもなく、実際には過料を科した実績は存在しない。申告期限を遵守している納税者との公平性確保のためにも、当該過料の制度については規定の整備を行ったうえで、その運用について検討すべきであると思われる。

また、年の途中で事業を廃止した場合には、少なくとも申告期限が遵守されるよう、個人事業税と所得税確定申告の申告期限が異なることについて広く周知することも重要であると考えられる。

(12) 所得税申告書や決算書の正確な記載の指導や広報を行うべきであり、また必要に応じて実地調査を行うべきである。(意見)

個人事業税は所得税の事業所得や不動産所得を前提として賦課が行われているが、所得税とは異なる個人事業税特有な扱いがある。所得税の申告には注意が払

事業廃止の際の事業税の申告等について、県のホームページなどに説明を掲載するほか、課税者に対して納税通知に説明を同封するなど、その周知を図っていく。

その上で、特に悪質な場合には、個別に過料の適用を検討することとした。

国に対して、関係各団体への「住民税・事業税に関する事項」等の記載指導及び周知を依頼していくとともに、県においても、ホームページ等を通じて、個人事業

われるが、これらの事項について納税者はなじみがないため周知がされていない状況にある。したがって、これらの事項についても各種団体等へ機会を捉えては指導を行い、広報に努めるべきである。

さらに、適正な課税の担保のために実地調査の実施をより検討すべきである。

2. 県民税利子割及び配当割

(1) 利子割、配当割の非課税の申告について実地検査が必要である。(意見)

県民税利子割、配当割の課税に際して実地検査は行われていないが、特に非課税範囲に対しては申告内容についての実地検査が必要と思料される。

業者に対し確定申告書の事業税に関する事項を記載するよう周知を図っていく。

また、電話や文書照会などにより課税に係る実態把握は行っており、必要があれば実地調査も行うこととしているので、今後も同様に行っていくこととする。

県民税利子割の特別徴収義務者のほとんどは金融機関である。また、配当割の特別徴収義務者は多くが配当を行う法人と証券会社を含む金融機関であるが、法人が行う配当業務は信託銀行等の金融機関に業務委託されており、事実上特別徴収義務者としての業務は金融機関が行っている。

金融機関は徴収事務に精通しており、システムによるチェックが行われること、監督庁による定期的な検査が行われていることなどから、業務への信頼性は高い。また、法人が行う配当の事務等については、特別徴収義務者の業務を行う者が全国に及ぶことから、調査対象も全国に及ぶこととなる。

上記を勘案すると、定例的な実地検査は事務効率及び費用対効果の点で現実的ではなく、現状では実施していない。ただし、現状でも、不正の疑いやミスが頻発するような事例が発生した場合は、調査を行うこととしており、今後も必要に応じて実施していく。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

(1) 課税所得のない不申告法人に対する法人県民税均等割の課税について、課税漏れが生じる可能性があるため防止策

等を検討すべきである（意見）

現行制度上では国税の申告のない法人県民税の不申告法人に対して、県独自に均等割の課税を行うことはできなく、課税漏れとなる可能性がある。

今後も納税者への申告の態憑（しょうよう）や国税との連携により課税漏れを防止するように努めるべきである。

また、制度的な欠陥と思料されるため、地方税法の改正を要請することも必要と思われる。

（２）法人県民税等の課税に当たり国税及び市町村との協力体制を構築すべきである（意見）

法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、法人事業税及び地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。

また、法人県民税の均等割は申告の有無の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。

したがって、今後も国税や市町村との協力体制を構築することが必要である。

また、不申告法人に対する均等割の課税漏れの防止のため、不申告法人の情報交換を積極的に行うとともに、国税への決定の依頼等を行っていく必要がある。

（３）休業法人の判定に当たって改善すべき点が見られる（意見）

県は「休業法人に係る法人県民税均等割の課税の取扱について（通達）」に基づき、事業活動を行っておらず休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。

不申告法人に対しては、申告の態憑や国税の申告状況の把握等を行っているところであり、今後も課税漏れを防止するよう努めていく。

なお、不申告法人への均等割の課税については、平成 24 年度関東甲信越地区税務主管課長会議の場において、国に対する地方税法の改正要望を提案したところ。

市町村とは不申告法人の情報交換を適宜、行ってきたところであるが、今後も引き続き、国税や市町村との密接な協力体制を構築していく。

不申告法人の情報については、国税や市町村に対して積極的に提供していくとともに、必要に応じて税務署に対して決定の請求を行っていく。

休業の判定に当たっては次のような問題点が見られる。

① 一部、実態を確認しないで形式的に休業の判定が行われているため、法人への接触等をより行い実態の把握に努めるべきである。

② 活動の実態が不明なA法人について、3カ年の課税保留だけではなく、未処理の状態になっている期間についても、課税保留等の処理を行うべきである。

③ 休業法人判定票のチェック欄について改善すべき点が見られる。

また、休業判定が行われた後に営業の再開が行われていないか、継続的なフォローが必要である。

(4) 医療法人の事業税の課税方式を所得配分方式へ変更することを検討すべきである(意見)

現在の医療法人の事業税の課税方式は経費配分方式を採用しているが、納税者の作成負担及び、県税事務所の作業の効率化からも所得配分方式への変更を検討すべきと思われる。

(5) 医療法人の事業税の記載要領を見

今後は、法人側との接触等により、一層の実態把握に努めていく。

課税保留は、原則的には法人の実態把握ができた事業年度から実施すべきものと考えており、過去の事業年度に遡っての処理には馴染まないものとする。なお、当該法人については、過去9年間不申告であったが、直近の3期分については、国税からの法人税申告に係る情報提供を受け、法人税の申告書類により活動実態のないことが確認できたため、当該3期分に限って課税保留したところ。

今後は、判定表に接触状況がわかる資料の添付、特記事項欄に法人や税理士との接触状況を記載する等、より法人の状況がわかるようにしていく。

また、休業判定後においても、国税からの情報提供を受ける等により、継続的なフォローを行っていく。

現在、国の税制調査会において社会保険診療の実質的非課税措置の存廃について継続的な検討が行われており、検討結果によっては、現行の課税方式の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となる。

また、経費配分方式は税法の趣旨を的確に表した計算方法であることなどから、当面は、現行の課税方式とし、国の動向を見守ることとする。

直すべきである（意見）

医療法人の事業税の計算に当たり記載要領を送付しているが、理解し難い文章なので、記載内容を見直すことが必要と
思料される。

（６）医療法人の事業税の非課税に該当しない収入について周知すべきである
（意見）

医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、納税関連団体等に啓蒙し周知徹底すべきである。

（７）県民税の課税免除が周知徹底されていないので改善が必要である（指摘事項）

県民税の課税免除の申請書の提出がないにも関わらず結果的に免除となっている社団・財団法人が存在している。不適切な対応なので、社団・財団法人の新法人への移行手続きの際に、所管課の窓口等において課税免除の申請等に係る周知を行う等の改善が必要である。

（８）２以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の分割基準となる期末従業員数等の実態調査の実施を検討すべきである（意見）

２以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の課税標準額を都道府県ごとに分割する際に用いられる分割基準の実態についての調査がほぼ行われていない状

「医療法人等の経費の明細書記載要領」及び「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」について、記載例を具体的に示し、わかりやすい資料となるよう記載内容を見直した。

医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」の記載例に追加し明確にしていくことや、納税関連団体等への周知の機会を作っていくことなどにより、申告誤りを防止していく。

課税免除の申請等に係る周知文書を作成し、私学文書課の窓口を訪れる全ての法人に対し、周知することとした。

全国の対応状況を参考にし、効果的且つ、本県に適した調査方法を、平成２５年度にかけて検討することとした。

況である。

分割基準の調査は手法によっては比較的容易に行うことが可能であると思われる、また県内に主たる事務所等を有する499 法人については地方税法により山梨県がその分割基準の修正等を行うことと定められているため、他の都道府県に対する責任を履行するためにも定期的な調査等の実施を検討すべきであると考えられる。

(9) 法人県民税均等割の税額の基準となる期末資本金等の金額の確認方法について改善を検討する必要がある(意見)

法人県民税均等割の税額は申告書第6号様式に記載の「期末資本金等の金額」により確認が行われているが、税法と会計の資本金等の金額は一致しない場合もあり、法人の誤認により誤った記載がなされる可能性がある。

今後は事務コストを勘案した上で定期的に税務署から資料を入手し、その金額が正確であるか定期的に確認を行うことも必要ではないかと思われる。

(10) 県内に寮等のみを有する法人に対する均等割課税について課税の漏れが存在する可能性がある(指摘事項)

県内に事業等を有せず、寮等のみを有する法人に対しても均等割の課税が行われることとされているが、現在の確認方法では法人が寮等を賃借して使用しているケース等、課税漏れの防止が不可能であると思われるケースが存在する。

今後は賃貸物件を含めてその使用状況の確認を行うことが課税漏れ防止のために必要であると考えられる。

(11) 医療法人に対する事業税の重加算金免除は不適切である(指摘事項)

国税と県税とのデータ突合用資料を用いて資本金等の額の不一致が生じているケースを抽出し、税務署で申告書や貸借対照表の調査を行うことにより、正確な資本金等の金額の確認に努めていく。

県内に事業所が無く、寮等のみを所有している法人に対する課税漏れの防止の改善策として、建築物の新築や増改築を行う際に提出される建築確認データを利用した不申告法人の調査を行うこととした。

法人事業税の申告において仮装隠蔽の事実起因して修正申告に至った法人に対しては、地方税法に基づき、重加算金を課することとされているが、自主決定法人である医療法人の事業税については現在その修正申告が国税の調査の結果、重加算税が課されている場合においても県独自の判断により重加算金を課していない。

この処置については根拠となる規定等は存在せず、県が説明するその理由についても何ら合理性は認められない。今後は医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、重加算金を課するべきである。

(12) 法人事業税における外形標準課税の申告書のチェック方法の改善が必要である(意見)

外形標準課税の申告時に添付書類として義務付けられている決算書(貸借対照表及び損益計算書)と申告書別表との突合は現在行われていない。

外形標準課税の性質上、決算書の金額と申告書別表の金額が必ずしも一致するとは限らない等の斟酌すべき事情はあるものの、事後の調査に係るコスト軽減のためにも決算書と別表間の外形的なチェックは一定程度有効であると思われる。

今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェック方法への改善が必要であると考えられる。

(13) 外形標準課税に係る研修会の実施や「申告確認票」の提出義務化を検討すべきである(意見)

過年度において実施された外形標準課税の調査結果を見ると、初歩的な申告誤りによる修正、更正の事例が多数散見さ

医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、法人または税務署調査などによって所得の内容を把握したうえで、重加算金を課していくこととした。

決算書と申告書別表の金額は殆どの場合一致することはないことから、申告書の処理時に決算書との突合は行わず、今までと同様に調査の際に確認することとし、別途、合理的かつ効果的なチェック方法を検討することとした。

本県で外形標準課税の調査対象となっている法人は約100社程度あり、すべての法人に直接赴いての調査及び申告指導

れる。

限られた事務コストの中で効率的に調査を実施するためにも対象法人に対する研修会の実施や、現在山梨県独自で作成している「外形標準課税に係る申告確認票」の申告書への添付義務化等により、適正な申告を可能とするような指導も行なっていくべきであると考えられる。

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得申告書の制度が形骸化しているので、申告書の提出を促進していくこと及び過料を科していくことを検討すべきである（意見）

地方税法によると、不動産を取得した者が取得した内容を申告、又は報告しなければならないとされている。

原始取得の場合、自発的な申告ではないものの、県若しくは市町村の実地調査時に提出依頼をしているため、ほぼ全ての申告書の提出があるが、承継取得においては申告の提出及び報告はほとんどない。

地方税法及び県の条例では、不動産の取得者に自主的な申告を促し、取得や移動の事実等の内容が容易に把握できるよう規定しているものと思料される。しかし、実態は、これらの事実を市町村からの情報や法務局での調査により把握しており、前述のとおり、取得者からの積極的かつ自発的な申告はほとんど行われていない。

県は、条例上規定されているこれらの制度が有効に機能するよう不動産を取得する者に対して取得時には申告が必要であることを積極的に広報することが必要である。

を行っているため、研修会という形ではなく、法人側から要請があった場合に直接法人に赴き、個別の指導を行う方法により、初歩的な申告誤りの防止に努めていく。

「申告確認表」については、法人側の任意様式での提出も含めると、義務化せずとも、既に多くの法人に協力頂いていることから、今後とも申告書提出時に提出してもらえよう積極的に呼びかけていく。

県ホームページの掲載内容を充実させるなど自発的な申告等が行われるよう啓発を図っているところであるが、申告情報だけでは賦課することはできず、申告内容を確認、補完するためには現行の法務局調査等も継続して実施していく必要がある。

従って、今後も申告等が適正に行われるよう取り組んでいくとともに、引き続き法務局調査等も併せて実施し、申告が行われない場合についても適正かつ効率的な賦課を実施していく。

また、県の条例では不申告等の罰則について規定しており、不申告者に対しては過料を科していくことも必要と思われる。

(2) 承継取得についてより効率的な移動情報の入手を検討すべきである(意見)

県税事務所は、主に偶数月と3月に各法務局へそれぞれ2～3名で出向き、登記内容を手作業で転記及びチェックしており、平成22年度では延623名と、調査月の半分近く、年間では4分の1近くを費やしている。

しかし、これら転記作業は、地方税法の固定資産税の規定により市町村には法務局より資料が通知されているという。

不動産取得税ではこれらの規定が手当されていないため上記の作業を行っている。山梨県のみ対応では困難ではあるが国等へ申し入れすることも必要である。また、県税事務所は市町村に働きかけこれらの通知または加工された情報を入手することも必要である。

電子化が進む現在、法務局及び市町村より資料を入手できるならば、より効率的な賦課、審査、調査が可能となる。転記といった手作業から脱却し、より合理的な行政手法を考案すべきである。

(3) 未登記の不動産の一部について賦課漏れが生じているため改善策の検討が必要であり、また、課税客体(土地、家屋)の把握についても情報取得媒体等の拡大を図ることを検討すべきである(意見)

不動産取得税を課税するに当たっては課税客体である土地や家屋の新たな所有権の発生や所有権の移動を把握することが極めて重要である。

県税事務所による賦課は市町村や法務

過料については、申告制度の周知を十分行ったうえで、その必要性に応じて科していく。

平成24年度関東甲信越地区税務主管課長会議(平成24年6月)での合意により、国に対して、電子データによる不動産取得税の賦課に必要な登記情報の提供がおこなわれるよう要望した。併せて、市町村に対しても情報提供の働きかけを行っている。

また、より効率的な賦課、審査、調査を可能とするために、提供を受けた情報を直接課税システムに取り込めるような取り組みも進めていく。

未登記不動産については、原始取得の場合、市町村が行う航空写真なども取り入れた調査により確認を行っているため、把握漏れは無いものと考えている。

また、承継取得についても、市町村と

局から入手する情報によるところが大きいため、市町村が把握できていない場合や、未登記の不動産を承継した場合については、取得の事実を認識する方法がない。

このような状況では、賦課が漏れている可能性が大きく、課税の公平性からも問題であり対処法を考案すべきである。

また、未登記不動産を把握し、賦課漏れを防止するため、多方面からの情報の入手等、情報取得媒体の拡大を図ることも検討すべきである。

5. 自動車税及び自動車取得税

(1) 社会福祉法人の自動車税課税免除を厳格に対処することが必要である。

(指摘事項)

課税免除車両の実態調査で課税免除取消しを行った法人が数件あるが、いずれも調査の翌年度からの課税となっており、本来は取消し事由の発生した時点に遡及して課税すべきであるので、実態調査は不適切な対応と判断される。

社会福祉法人に対する課税免除車両の実態調査の書面を試査したところ、複数台の車両の課税免除申請を行っている法人において、不適切な使用状況と推測されるにも関わらず電話連絡及び文書により指導し、免除を継続している事例及び課税免除車両の使用頻度が低い状況を散見したが、全車両を課税免除対象とすることが適正なのか疑問である。課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。

(2) 身体障害者等減免要件の再検討及び事後の実態調査が必要である。(意見)

身体障害者等に対する自動車税等の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられているが、実際にそ

情報を共有する中で、インターネットで公開されている競売情報などにより、未登記不動産の把握に努めており、基本的には賦課漏れは無いものと考えている。

しかしながら、事実確認が極めて困難なケースもあることから、市町村とのより一層の連携強化を図ることにより賦課漏れがないよう更なる取り組みを進めていく。

課税免除の事実が消滅した時点の認定を適切に行い、自動車税課税免除取扱要領の規定に基づき適正に運用していく。

使用状況の適否を的確に判断するための車両運行記録簿の整備に関する規定の追加及び使用頻度に見合う課税免除車両の台数制限等、社会福祉法人に対する課税免除に関する自動車税課税免除取扱要領の改正について、関係機関と協議しながら検討していく。

減免決定後の実態調査については、隔年で「本人運転」と「家族運転・常時介護者運転」の調査を実施している。

の要件を充足しているかについての事後的な調査が行われていない。

減免という課税上の特典を与える以上はその実態について定期的に確認を行うべきである。

「家族運転・常時介護者運転」の減免の対象となっている自動車の使用要件についてはもっぱら障害者等の通学等に使用することと定められているが、その「もっぱら」（1年を通して通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する場合をいう。）の定義については再度検討を行う必要があると考えられる。

（3）山梨県内居住者が所有する県外ナンバー自動車問題に対しては更なる啓発と対策が必要である。（意見）

自動車税は陸運局への届出住所をもとに課税が行われるため、県内居住者が所有する県外ナンバー車両（年間約1万台）に対しては山梨県として課税が行えないため、登録住所変更促進のためのラジオ広告やポスターの掲示等を行っているとのことだが、道路運送車両法上の罰則規定の存在の周知を含めて更なる啓発活動を行うべきであると考えられる。

この問題解決のためには全国レベルでの都道府県の連携が重要であると考えられるため、山梨県が率先して問題解決の牽引役となることを期待する。

（4）自動車取得税の申告における課税漏れの防止策として販売店へ調査等が必要である。（意見）

自動車取得税課税標準の決定時においては売買契約書等の添付が義務づけられ

減免申請時には、「家族運転・常時介護者運転」の減免申請対象車両の「もっぱら」「通学等」の使用要件充足の適否に関する調査は、市町村若しくは県保健福祉事務所に委ねており当該機関の発行する減免資格証明書により確認しているので、当該機関と協議しながら合理的な調査方法について検討していく。

「もっぱら」の定義等使用要件については、県福祉保健部長通知「身体障害者等に対する自動車税、自動車取得税及び軽自動車税の減免に係る減免資格証明書の発行の取扱いについて」等により規定され運用してきたところであるが、今後、他団体の状況等を調査し、現行の要件の問題点を検証していく。

県広報等を活用して啓発に努めるほか、ポスターを作成してガソリンスタンドなどへ掲示を依頼すること等により、県外ナンバー自動車の登録替えの啓発を図っていく。

自動車の適正登録については、国土交通省が全国的に推進しており、これまで同様国土交通省と協力して適正登録に努めていく。

平成23年度には、無作為に抽出した申告書にかかる契約書等の提出を販売店に

ていないため、課税漏れが発生する可能性が存在することから、販売店に対して定期的な事後の調査を更に徹底していくことが必要である。

申告から納付までの一連の作業は納税者本人ではなく、販売店が代行するケースが一般的であるため、納税義務者本人に申告書の控えが渡されず、申告内容を確認することができない恐れがあるので、販売店に対して申告書の控えを必ず納税者本人に渡すように指導を徹底することが必要である。

6. 鉦区税

(1) 鉦区税についてより経済的な課税方法を検討することも必要である(意見)

年間の鉦区税の税収とそれに関わる管理・徴収コストの見合いがとれているか疑問である。経済性の観点からより合理的な課税方法を検討することも必要である。

7. 固定資産税

(1) 納税者が提出する償却資産税申告書の申告内容の検討や実地調査を実施すべきである。(意見)

償却資産税の課税に当たっては納税者

要請して申告内容との突合調査を実施し、抽出した全車両について付加物(自動車の付属物)にかかる申告が適正であること、また、契約書等に明記された自動車取得税額と申告額が一致していることを確認している。

質問検査権に基づく当該調査を継続的に実施して課税漏れの防止に対応していくとともに、申告時における付加物の取扱について適宜周知することにより、適正申告の徹底に努めていく。

平成23年度には、申告事務を代行する販売店に対して、申告誤りを防止するためにも納税義務者本人が申告内容を確認できるように申告書の控えを納税義務者に渡すよう通知(依頼)するとともに、今後も上記調査時に周知を図ることとした。

なお、納税義務者に対しては、提出した申告書の控えを確認するよう県ホームページでの周知を継続していく。

鉦区税の課税に当たっては、賦課期日から納期までが短期間であるため、本県の鉦区を管理する関東経済産業局管内の他の都県も、本県と同様に文書による照会ではなく直接出向いて鉦区台帳の確認を行っている。今後も、適正な課税を行う必要があることから、関東経済産業局での確認作業を行っている。

償却資産が膨大であることから、今後

が提出する償却資産税申告書に基づき普通徴収を行っている。提出された申告内容が適正であるか否か、県が独自に検討や調査を行っていない。国税、市町村等への接触をより行い申告内容の適正性を確認すべきである。

8. 県たばこ税

(1) たばこ税の税率変更時の手持品課税において行われた調査は不十分であり、結果として不申告事業者が存在する可能性がある(意見)

平成22年10月1日のたばこ税率引き上げに伴って手持品に対する課税が行われた。手持在庫数2万本未満の事業者は免税となるためその実態については調査の実施が重要であったと言えるが、国税主導のもとで実際に行われた調査はその件数及び調査対象ともに十分であったと考えることは難しい。結果として実際に申告が行われた割合は事業者全体の29.6%と2万本という数字に対する一般的な感覚からすると低いと思われ、不申告者が存在する可能性は否定できない。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯はあるものの、県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。

(2) 卸売販売業者に対する調査の実施を検討すべきである(意見)

卸売販売業者に対する調査は現在、実地及び机上のいずれも特段実施されていない。調査対象となる業者は全て本店所在地が県外となるため、その調査に係るコストについては無視できないところではあるが、県内小売店の帳簿等でその仕入れ状況等を確認することにより、僅少なコストで効果的な調査は十分に可能であると判断される。適正な申告納税の

は市町村との連携を図りながら、法人税申告書の内容との突合などにより申告内容が適正であるか確認を行っていく。

手持品課税に当たっては、小売販売事業者等に関する情報を把握している国が、仕入れ数量や販売形態などを考慮して調査対象を決定し、全国一律に国・県・市町村が共同して実施していることから、現在の方法が最も合理的であると考えられるが、調査の有効性が高まるよう調査対象の選定方法などについて国へ協議していく。

県内小売販売業者の帳簿等による仕入れ状況の確認については、小売販売業者の数が約2千7百事業者と膨大であることなどから正確な調査が難しい。

たばこ税については、(財)地方自治情報センターが運用するたばこ流通管理システムを利用して、卸売販売業者等が提供するデータと各自自治体への申告内容を突合することにより、課税の適正性を確

推進のためにも、定期的な調査の実施は重要であると考えられ、今後はその実施について検討を行うべきであると思われる。

9. ゴルフ場利用税

(1) 課税の対象となるゴルフ場であるか随時調査を行うべきである(指摘事項)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税対象となるゴルフ場を定めているが、当該ゴルフ場に該当するかどうかの検討を随時行うことが必要である。

(2) 課税客体の対象となるゴルフ場の把握に当たって、事務処理要領の記載を明確にすべきである。(指摘事項)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税客体の対象となるゴルフ場を定めているが、当該課税対象の把握に当たって、次の事項等について事務処理要領の記載が曖昧であるためより明確な規定化を行うべきである。

① ゴルフ場の総面積

② 複数のティグランドが存在し、レギュラーティが明示されていない場合のティグランドの選択

③ ティグランド上のレギュラーティの位置

(3) ゴルフ場利用税の課税対象となる可能性があるゴルフ場にもかかわらず長年調査が行なわれていない施設が存在することが判明した。早急に調査を行ない、課税対象となるか否かを検討する必要がある(指摘事項)

A ゴルフ場は、ホール数(18H)及びホールの平均距離(119.278)は課税対象

保していると考ええる。

課税の対象となっていないゴルフ場も含め、課税対象の境界にある既存のゴルフ場については、インターネットでの定期的な調査の他、必要に応じて現地調査を行う等、課税対象施設かどうかの判断を適切に行っていく。

課税の対象となるゴルフ場の定義及び判断基準が明確な規定となるよう事務処理要領を改正する。

A ゴルフ場については、昭和61年と平成9年に課税対象となるかを検討した

としての要件を満たしている。総面積も固定資産課税台帳上の総面積で見ると約11万5千㎡であり、課税対象としての要件を満たしている。

当該ゴルフ場は、娯楽施設利用税時に未利用地を除外した9万㎡程度を総面積として認定した。昭和61年頃にコースの改修が行われ、9万5千㎡程度との認定を行い、平成9年頃、課税対象となる可能性について検討されたが、その当ても9万5千㎡程度とし課税対象外と判断し、それ以降は特に検討が行われていない。

昭和61年以降大幅な改修が行われていないことを考慮すると、固定資産課税台帳上の総面積と県税事務所の認定面積の差異は昭和61年当時からあった可能性が高いが、その差異を検証できる資料は存在しない。仮に未利用地の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は対象施設であるか否かの境界にあり、林地開発の許可を必要としない改修等が行われる可能性を考えると、定期的に税務調査を行い対象施設かどうかの判断を行う必要があったと思われる。

Bゴルフ場は、ホール数(18H)及び固定資産課税台帳上の面積は16万5千㎡であり、課税対象としての要件を満たしている。ホール間の平均距離は、フロントティからの平均距離(約99.67m)、バックティからの平均距離(約132.23m)であり、フロントティからの平均距離では課税対象とならないが、バックティからのそれでは課税対象となる。事務処理要領上ホールの平均距離はレギュラーティからの距離とされているため、レギュラーティをどちらにとるかにより判断が分かれる。

当該ゴルフ場は、平成9年頃コース間の平均距離やレギュラーティの認定について問題としながらも課税対象外と判断

経緯があるが、いずれも未利用地を除外して総面積を約9万5千㎡と認定し、課税対象外と判断した。

その後も、航空写真(S63.10撮影とH21.9撮影との比較)による机上調査や聞き取りなどにより、大規模な改修は行われていないことから、これまで課税対象ではないと判断してきた。

また、当該ゴルフ場は、平成24年4月に実地調査をしたところ、1番ホールはアプローチ練習場として使用しており、これにより、ホール数「17」、ホールの平均距離(実測値)「122.1m」のゴルフ場となっており、ホール数及びホールの平均距離の要件においても課税対象外のゴルフ場であることを確認した。

当該ゴルフ場に対しては、今後も定期的に調査を行い対象施設かどうかの判断を行っていく。

Bゴルフ場については、新たにバックティが設けられたことにより、平成9年に調査、検討した結果、フロントティをレギュラーティと認め、課税対象外と判断した。

その後も運用形態が変わっていないことから、これまで課税対象ではないと判断してきた。

また、当該ゴルフ場は、平成24年5月に実地調査をしたところ、18番ホールをアプローチ練習場として使用し、ホール数「17」、ホールの平均距離(実測値)は、フロントティが100.6m、バックティが133.8mとなっており、ホール数及びホールの平均距離の要件においても課税対象外のゴルフ場であること

している。平成9年当時の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は対象施設であるか否かの境界にあり、プレーヤーの力量やゴルフ場の誘導によっては、バックティをレギュラーティと認定する可能性が否定できず、定期的に税務調査を行い対象施設かどうかの判断を行う必要があったと思われる。

(4) ゴルフ場利用税の税率の決定に当たり、適用される等級について等級決定基準の計算を簡素化すべきである。(意見)

ゴルフ場利用税の税率は適用される等級に従い5段階で定められている。この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準としており、各項目の点数化により等級が決められている。この点数は利用料金等によって変動することから、その変更のたびに届出及びその確認が必要となる。公平・中立・簡素であることを求められている課税の原則から、より簡素化した課税方法を採用すべきである。

また、利用料金について、キャディフィ等は利用料金に算入しないこととなっているが、キャディフィ等を高目に設定し、等級決定基準の対象となる利用料金であるグリーンフィや諸経費を安くすることにより、等級点数を低く誘導することも可能である。

(5) ゴルフ場利用税の免税扱いの利用行為については必要最小限とすべきである(意見)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税客体として取り扱わない利用行為を定めているが、課税の公平性

を確認した。

当ゴルフ場に対しては、今後も定期的に調査を行い対象施設かどうかの判断を行っていく。

ゴルフ場は、ホール数やホールの平均距離は同一であっても、コースやその他の施設の整備状況等により利用料金が異なる。

このため、等級決定に当たっては、ホール数などと利用料金を合わせ総合的に判断し、決定する必要がある。

利用料金については、キャディフィやカートフィといった選択的利用の対価と言われる料金を除いた経費のみをもって点数算定の基礎とする現方法がより公平かつ合理的な決定基準であると考えている。

なお、利用料金の内訳を操作し、等級を低く誘導する可能性のある点については、利用料金の算定項目でないキャディフィ等が明らかに高く設定されている場合、設定料金の根拠等を確認している。

課税客体として取り扱わない利用行為については、ゴルフ場経営に必要不可欠な業務による利用行為とゴルフ場の利用

の観点からその行為は必要最低限にするべきである。

また、現状の事務処理要領では「コースの維持管理のため」という名目があれば、何の手続きもなく免税対象とされている。免税という課税上の特典を受けるのであれば、単に「コースの維持管理のため」というだけでなく、その具体的な目的や内容を記載した一定の書類を備え付けることを義務付けるべきである。

(6) 特別徴収義務者に対する調査事務について改善すべき点がみられる(意見)

山梨県総合県税事務所では特別徴収義務者に対して3年に1度調査を実施し、ゴルフ場利用税調査書を作成して報告しているが、次のような問題点が見られる。

① 事務処理要領では毎年の調査を義務付けているが、効率性等を考慮すると現行の3年に1度の調査が合理的と思料され、むしろ事務処理要領の記載の変更をすべきと思われる。

② 調査時に口頭での指導が多く、文書での指導や回答を求めるべきである。

③ 明らかな申告漏れが生じているにもかかわらず、口頭での指導にとどまり追徴課税が行われていない事例が見られた。

10. 軽油引取税

(1) 軽油免税対象事業を定める法令の中に、業の為の用途でなく、娯楽として利用されているものも含まれており、不適当と思われる規定が存在するため、今後国との情報交換等を行うことも必要と

行為に課税する制度になじまない利用行為を限定して認めている内容となっているが、業務による利用行為についても、具体的な目的や内容を記載した書面を事前に提出させることとする。

特別徴収義務者に対する調査については、事務処理要領を改正し、概ね3年に1度とする。

調査の結果、今後改善を要する場合や納税の更正を行う場合など重大な指導事項がある特別徴収義務者に対しては、文書で内容を通知し、改善状況等を文書で報告させるように改めた。

調査の結果、申告内容に誤りがあった場合は、法令・規則に則り、適正な処理を行うこととする。

思われる（意見）

軽油引取税が免税となる事業の中には個人が所有するプレジャーボート等、免税対象として不相当と思われるものが含まれている。これは地方税法に基づく全国共通の制度であるため、山梨県単独での対応は困難と思われるが、国の関係省庁との情報交換等を山梨県として積極的に行っていくことを今後期待するところである。

1 1. 山梨県税務課

（1）税務に関するスペシャリストの育成、配置について指針等を設けるべきである（意見）

税務職員の平均経験年数は約 3.7 年であり、全国最下位レベルである。

税務職員は税法等専門的な知識を要するためスペシャリストの育成が求められているが、人事管理上継続的な育成や配置等の指針は設けられていない。

スペシャリストである職員の育成や配置の指針を設けて運用していくことが必要である。

（2）納税者の利便性を高めるため、公開されている質疑応答事例を充実すべきである（指摘事項）

県ホームページに県税に関する Q&A が掲載されているが、納税者からの問い合わせの多い内容について追加を随時行い、充実を図ることにより、納税者の利便に供すべきである。

また、登録件数が増大した場合は検索を追加することが必要である。

更に、予算上の制限はあるが、国税庁の文書回答制度等と同様なサービスについても導入を図るなど、納税者の利便に供するよう対応を図ることが望まれる。

平成 24 年 5 月に開催された「軽油引取税に係る関東甲信越ブロック実務担当者会議」において、議題として提案したところ、「船舶については、プレジャーボートのみを仕分ける明確な基準がないことから、プレジャーボートのみを対象外にすることは困難」とされ、意見集約は得られなかった。

税務に関するスペシャリストについては、平成 25 年度人事管理運営要領において、スペシャリストの育成の考え方や新規採用職員から税務課課長補佐・総合県税事務所課長までの階層ごとの配置の指針（キャリアパス）を明記し、組織的・計画的に人材育成を行うこととした。

現在、県民にわかりやすく検索しやすいホームページに向け、税務課と総合県税事務所で協議して改善を進めている。Q&A についても納税者の問い合わせの多い事項を中心に税目毎に随時改善を加えている。

検索機能の追加や文書回答制度についても、今後、ホームページを改善・充実を図る中で、必要に応じて対応していく。

(3) 自動車税の督促料を徴収することも検討すべきである(意見)

滞納者への督促状送付に対し督促料を徴収していない。督促手数料の徴収に当たっては、税システムの改修を伴うため早期の導入は困難と思われるが、経費負担分の督促料の徴収を検討することも一考である。

(4) eLTAXの完全導入を進めるべきである(意見)

eLTAX(地方税ポータルシステム)について山梨県は現在法人2税の電子申告に対応しているが、固定資産税(償却資産税)の申告、電子納税、電子申請・届出は未対応である。税務システムの改修を伴うため予算上の制約を考慮の上ではあるが、納税者の利便性の観点から対応をより検討すべきである。

(5) 県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の申告を電子化することにより、集計効率を図ることも一考に値すると思料される(意見)。

県は、県民税利子割を金融機関からの手書きの「利子割納入申告書」をもとに、「県民税利子割課税状況一覧表」を作成

現状、本県では督促手数料を徴収していない。また、導入には大幅なシステム改修が必要となる。

督促手数料は、地方税法において、督促状を発送した場合に、「道府県、市町村の条例の定めるところにより徴収することができる」と規定されているが、現時点で道府県レベルで督促手数料を徴収している自治体は存在しない。

督促手数料は、督促状発付に係る郵送料等に限定される実費弁償という手数料の本来の性格から、その徴収は地方自治体の判断に委ねられている。

督促状の発付件数から想定される手数料収入金額と税務システム改修や各種様式変更に伴う経費等を比較考量し、導入は見送ることとした。

eLTAXについては、先行県の利用状況が低調(電子納税利用率:0.55%、電子申請・届出利用率:3.83%〈H23.8.1~H24.7.31〉)なことから、全国的な対応状況や県内市町村の対応状況等をみながら、対応を検討していく。

〈現在の状況〉

- ・固定資産税(東京都のみ)
- ・電子納税(7都県)
- ・電子申請・届出(18都道府県)

申告の電子化としては、eLTAXを利用し、導入を図ることになるが、申告の電子化についての特別徴収義務者のメリッ

しているが、金融機関より電子により送付され、自動集計されるならば、事務の軽減を図れる。配当割・株式等譲渡所得割も同様である。金融機関等の連携もあり、山梨県独自の対応は難しいところであるので、国に要望することも一考に値すると思料される。

(6) 法人県民税等の申告書用紙の送付を希望者のみに行うことを検討すべきである(意見)

現在国税の法人税等においては申告書用紙の送付を希望者のみに行うことによって、行政経費の削減に努めている。

県においても、税務システムの改修を行うことにより国税と同様の対応を行い、経費の削減ができるのではないかと考えている。

次のシステム改修時には、そのような施策が可能となるような改修を行うことが望まれる。

(7) 軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する報償金制度については他の都道府県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について検討していくことを考えるべきである。(意見)

軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者が納期限までに申告及び納税を行った場合にはその納税額に対して一定率を乗じた報償金が支給されている。このような報償金制度は、他の間接税や住民税の特別徴収制度においては存在しない。この制度は、全都道府県にある制度であることから、他の都道府県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方

トが少ないため、理解を得ることは難しく、現時点での導入は困難である。

今後、申告等の電子化の普及状況等をみながら、検討していく。

納税者からの申告、納付管理を確実にを行うため、前年度の申告情報をもとに、名称、管理番号等があらかじめ記載された納付書付きの申告書を税務システムで作成し、納税者に送付している。

これにより、納税者側で申告から納付まで一連の手続きに要する事務負担の軽減を図ることができると考えている。

電子申告、電子納付等の電子的な手続き、市販の会計ソフトウェア等の普及状況をふまえた機能の見直しを行う際には、経費削減についてもあわせて検討していく。

特別徴収義務者への報償金制度は、各都道府県ごとに制度を設けており、軽油引取税は全都道府県で、ゴルフ場利用税も44都道府県で実施している。

軽油引取税では、全国の均衡を保つため、総務省より交付率が示され、ほぼ同一の運用がなされており、県単独での対応は難しい。

両税目の報償金とも地方交付税による

について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。

12. 滞納整理事務全般

(1) 地区別（担当別）の徴収率を把握し、徴収率向上の対策を検討することが望まれる。（意見）

現在、徴収担当については、地区別に割当てを行っている。しかし、地区別の徴収率を税務システム上で集計できる仕組みになっていないため、地区別の徴収率は把握していない。

県税の徴収率の向上のためには、税務システム上の対応が前提となるが、マクロ的な観点から地区別に徴収率を把握した上で、徴収率に応じた原因分析調査を行い、たとえば徴収担当の配置見直し等徴収率向上のための抜本的な対策を検討することが望まれる。

(2) 滞納整理に関して迅速な対応を図るべきである。（指摘事項）

現状、必ずしも滞納案件に対する迅速な対応がされているとは言い難い。徴収部に滞納案件として回される前の段階で、課税・管理部において、回収困難な兆候を把握し、迅速な対応を取ることが望まれる。

(3) 延滞金の総額を集計し、活用方法を検討していく必要がある。（意見）

延滞金総額については、年度末・月末等に集計しているが、その集計結果の分析・活用は十分とは言えない。

延滞金について適切に徴収を行うため

財政措置の対象となっていることも踏まえ、国や他の都道府県の動向確認、ブロック会議等での意見交換を行っていく。

地区別徴収率については税務システムでは集計できないが、滞納者管理システム（リサーチ）により地区ごとの滞納者数の状況等を把握し、担当地区の見直しを定期的に行うなど、徴収対策の参考にしている。

現在県では、円滑な納税が図られるよう自動車税の他にも、個人事業税、法人2税、不動産取得税等の納税義務者に対して、納期限前や督促状発付前の早い段階で電話や文書による納税催告（しょうよう）を行っており、近年徴収率が向上するなど着実な成果をあげている。

今後も課税部門と徴収部門で連携しながら迅速に納税の働きかけを行い、徴収の確保に努めていく。

滞納者管理システム（リサーチ）により集計している年度末等の延滞金の集計結果を活用し、その分析を行うとともに、今後の延滞金の徴収目標の設定を行っ

には、確定した延滞金だけでなく、本税未納者の延滞金を含めて残高管理を行い、どれくらいの割合を徴収していくかという徴収目標を立てる等の活用方法を検討していく必要がある。

(4) 延滞金減免の不正入力が行えないようなシステムを構築することが望まれる。(意見)

延滞金減免処理は総合県税事務所長の決裁をもって決議される。

しかし、税務システム上で延滞金減免処理された全ての案件について、所長決裁が網羅的に行われることを担保する仕組みが構築されていないため、現在の延滞金減免処理手続きは、不正な減免処理を行う余地を残している。

延滞金減免処理手続きの見直しや税務システムの改修等が望まれる。

(5) 執行停止手続を踏んだ上で不納欠損処理を行うことが望まれる。(意見)

不納欠損一覧表をみると、地方税の消滅時効5年で不納欠損処理を行っている案件が多い。

地方税の消滅時効5年による不納欠損処理ではなく、執行停止後3年消滅による不納欠損処理を行うことで、不納欠損処理前に滞納繰越額の縮減が図られることとなり、財務の健全性がより確保されることになるため、回収の可能性が著しく低い案件については不納欠損処理前に執行停止手続を行うことが望ましい。

(6) 執行停止の適用基準を緩和することが必要である。(意見)

現状、執行停止については、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理している。

執行停止要件を拡大することは、モラ

た。

現行システムの根幹に係わり容易に修正できないため、システム再開発時に検討していきたい。

消滅時効5年経過による不納欠損を可能な限り縮減するため、執行停止の強化月間の設定や、勉強会の開催を行っている。また、執行停止の事務処理を迅速かつ効率的に行うため、運用の見直しを行った。

今後も、法令に基づき適正な運用に努めていく。

執行停止の事務処理を迅速かつ効率的に行うため、運用の見直しを行うとともに、職員間で統一的な基準で事務処理が行われるよう勉強会を開催した。

ルハザードを招く懸念があるため十分な注意を払い、厳格な対応をとることが必要であるが、時効による不納欠損にならないよう、執行停止の適用基準を見直し思い切った執行停止手続の実行が必要である。

(7) 換価の猶予の開始日と担保の登記日が一致するように改善することが望ましい。(意見)

換価の猶予を行う際には原則として猶予を受ける者から担保を徴さなければならないが、抵当権の登記日が換価の猶予の開始日及び抵当権の成立日より後になっている事例があり、その間は善意の第三者に対する対抗要件を具備していないことになる。

換価の猶予の開始日と抵当権の登記日を一致させるとともに、これを要領又はマニュアルで明記することが望ましい。

(8) 執行停止処理の研修等の継続的な取り組みが望まれる。(意見)

県税の徴収率の向上や、執行停止要件に該当する滞納者の公平性の観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件にあてはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、総合県税事務所として継続的な取り組みを実施していくことが望まれる。

13. 収納事務全般

(1) 納付方法の拡大について検討すべきである(意見)

納付方法として、総合県税事務所窓口での納付・コンビニエンスストアでの納付と多様化が図られてきているが、さらに一歩踏み込んで口座振替による納付・

今後も、法令に基づき適正な運用に努めていく。

抵当権の設定登記に係る事務処理を速やかに行うよう、徴収事務処理マニュアルの改訂を行った。

徴収率の向上や公平性の観点から、勉強会や研修を実施するとともに、執行停止を集中的に行う強化月間を設定するなど、今後も継続して取り組んでいく。

クレジットカードでの納付は、平成23年度11都県が自動車税の納税について採用しているが、制度導入のために多額の費用がかかる上、納付金額に対して一

クレジットカードによる納付・マルチペイメントネットワークによる納付といった他の納付方法の採用を検討することが望まれる。また、コンビニエンスストアでの納付を自動車税のみならず他の税目についても拡大することが望まれる。

ただし、以上のような新たな納税手段の導入は、税務システムの改修や財務システム改修等の経費が発生するのみならず、維持管理コストに関しても新たな手数料が発生する等の問題が考えられるため、十分な議論を行い対応することが望まれる。

(2) 個人県民税の特別徴収の推進が望まれる。(意見)

徴収事務の作業量軽減のため、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことであるため、今後さらなる拡大が望まれる。

定の料率で手数料がかかるなどの多くの課題があるため、実施している 11 都県の実績とその他の未実施県の動向を注視しながら、次期税務システムの開発の中で検討していきたい。

マルチペイメントネットワーク (MPN) については、国土交通省、総務省、都道府県、警察庁が推進している自動車保有関係手続きのワンストップサービス (OSS) 稼働の必須要件であることから、全国拡大を推進している。OSS の稼働には、関係する手数料や自動車税、自動車取得税の電子決済を行うためのマルチペイメントネットワーク (MPN) の導入が不可欠であり、OSS 導入に向けた取り組みの中で、MPN の導入についても検討していく。

口座振替の自動車税への拡大については、導入済み都道府県の利用状況を見ると、振替不能率が高いこと、全般に利用率が低く最も高い県でも 10 数%程度で、1%未満の県も多数有ること等から導入しないこととしている。

コンビニ収納の他の税目への拡大については、導入済みの他の都道府県の利用状況、導入に係る経費等により導入の可否について検討を行っていきたい。

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令の規定により事業者に課せられた義務であることから、

- ① 給与所得者の負担軽減
- ② 実施済み事業者との公平性の確保
- ③ 個人住民税の税収確保を図るため、県と市町村が一体となって計画的に特別徴収未実施事業所に対し、特別徴収の普及・徹底を働きかけている。

平成 23 年度は、リーフレット、啓発用

(3) 徴収率向上のための諸施策について今後も不断の活動が望まれる(意見)

徴収率向上のためには、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。このために、自主納税を促す PR を行う等住民の納税意識を高揚させる活動を継続して行っていく必要がある。

(4) 滞納繰越額の減少に向けての対策を早期に実現することが望まれる(意見)

滞納繰越額の減少に向けて、例えば市町村職員が併任発令によって山梨県の総合県税事務所に入ってもらふことにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行っていくことを現在検討中とのことであるため、当該取り組みを早期に実現することが望まれる。

(5) 山梨県全体としての徴収率の向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい(意見)

山梨県では、方針として平成 22 年度までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成 23 年度以降は過年度からの滞納繰越の徴収率の向上に努める予定との

Q&A 等を利用した広報、関係団体(税理士会、法人会連合会、中小企業団体中央会など)に対する働きかけ、文書及び訪問による事業者に対する働きかけに取り組んだ。

今後は、3 年間の本県での実施状況や先進都道府県の取り組みを参考として、県と市町村共同で新たな対策の検討を行い、これに基づき個人県民税の特別徴収のさらなる推進を図る。

自主納税は、滞納整理の件数、金額の縮減に寄与するため、本県ではこれまでも自動車税の納期内納税、個人事業税の口座振替などの広報を実施し、自主納税の促進を図ってきた。

今後も、納税広報のため庁内各課が所管する広報機会を利用して積極的な広報に努めていく。

平成 24 年度は、富士吉田市と笛吹市から各 1 名の職員が派遣され、地方税法第 48 条に基づいて引き継いだ個人住民税の滞納整理を県税事務所職員と共同で行っている。

平成 25 年度以降についても市町村と連携して実施していきたい。

平成 23 年度に策定した「新行動計画」では、平成 26 年度末の現・滞合計徴収率を 96.1%とすることとし、4 年計画で徴収率の向上に取り組んでいる。

ことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。

14. 租税教育

(1) 高等学校を対象とした租税教育を検討すべきである(意見)

現在、山梨県において行われている租税教育の取組は、小中学校生を対象としたものであり、高校生その他の層を対象とした租税教育の取組は行われていない。

「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日)において、「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」と述べており、高等学校における租税教育は、租税教育の更なる充実にとって不可欠な取組であると認識されている。高校生は納税者となる時期が最も近いことから、山梨県としての高校生に対する租税教育の取組みを検討するべきであると考えます。

15. 税務システム

(1) 税務システムの運用維持管理業務委託契約における再委託に関する条項を追加すべきである(意見)

税務システムの運用維持管理業務の委託契約書に再委託に関する条項がない。

契約書に再委託に関する条項を設け、再委託業者についても、委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう、契約書上に明記することが望まれる。

こうした中、平成23年度は合計徴収率が95.9%に改善した。

今後も、徴収率向上を図るための「山梨県税収確保対策」を策定し、主要税目である個人県民税などの徴収強化に努めていく。

現在、県においては、山梨県租税教育推進協議会(構成:教育関係者、県関係者、国税関係者、民間団体関係者)を通じて、国税庁作成の税に関する作文募集資料の配付、租税教室(税金教室)の案内用リーフレットの配付・開催等を行っている。

また、平成23年度税制改正大綱を受けて、平成23年11月には、文部科学省、総務省、国税庁の職員を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会が発足したところである。

については、国税庁、県関係機関等と連携を取りながら、高校生に向けた租税教育の充実等の検討を進めていく。

平成24年度からの税務システムの運用維持管理業務委託契約(長期継続契約)において、委託契約書に、再委託は原則禁止、再委託する場合には事前に書面による承諾を得ることを規定した再委託に関する条項を追加した。

(2) 一時訪問者用 IC カードに対する退庁時の所在確認及び確認記録を行うべきである (意見)

税務課で保有する一時訪問者用 IC カードは、使用頻度が月 1 回程度のため、万一紛失した場合、最長 1 ヶ月間気づかない恐れがある。

日々、職員の退庁時に IC カードの所在確認を行い、確認した記録を残すことが望まれる。

(3) 「税務システムデータ管理台帳」に具体的な LT0 の名称の記録を残すべきである (意見)

税務システムのバックアップデータを格納した LT0 を情報政策課を介して遠隔地保管しているが、その結果を記録する「税務システム管理台帳」に保管した LT0 情報を記録していない。

台帳に使用した LT0 の具体的な情報を記録として残すことが望まれる。

(4) 税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメントを施錠保管すべきである (意見)

税務システムに関するドキュメント (紙) が、常時施錠できる場所に保管されていない。

施錠可能な場所で保管、管理する必要がある。

(5) 税務システム関係の特権 ID 及びパスワードを県が主体的に管理すべきである (意見)

税務システム関係の特権 ID 及びパスワードの管理を実際に保守作業で使用する

再委託先からも委託先と同様に責任体制報告書を提出させ、セキュリティ体制を確認した。

システム関連の日次作業をチェックする「日々処理チェック表」に IC カードの所在確認をチェックする項目を新たに設け、日々所在確認を行い、確認結果を記録として残している。

「税務システムデータ管理台帳」に、使用した LT0 情報を記載できるよう台帳様式を変更した。

税務システム関連のドキュメントは全て施錠可能な文書庫又は文書ロッカーの中に保管した。

特権 ID 及びパスワードの管理状況を確認し、県 (税務課) が主体となって情報

る委託先に任せ切りにしており、税務課ではその情報を管理、把握していない。

県（税務課）が主体的に特権 ID 及びパスワードの管理することが望まれる。

（6）税務システムの本番データの利用について適切な管理を行うべきである（意見）

システム改修のリリース前の試験等で委託先業者が税務システムの実データを利用する際の県の事前承認は、口頭承認で済ませており、利用後のデータ廃棄結果の記録等も特に残していない。

委託先で実データを利用する際の事前承認は連絡票を用いた運用が望まれ、また、委託先が利用後に実データを適切に廃棄したことを県でも確認・記録することが望まれる。

テーマ2 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

1. 公益財団法人長田ふるさと財団

（1）財務諸表に記載間違いが見られる。（指摘事項）

基本財産 5 億円は、指定正味財産として計上すべきである。設立当時から、基本財産は財団の事業目的にしか使わないという考えで財団を運営してきており、当初から一般正味財産として計上してきたものである。

（2）助成事業に特別扱いされた事業が含まれており県の出資法人が行う助成事業としては不適切である。（指摘事項）

当財団の財産は長田一族の寄付を原資とする県の出捐金が 60%、その後の長

管理することとした。

委託先業者が実データを利用する際には、事前に連絡票を用いて利用するデータの内容、使用期限、廃棄方法等について承認を求めること、また、利用後も連絡票により、データ廃棄の日時、方法等を連絡し、県（税務課）の確認を受けることとした。

平成 23 年度決算から指定正味財産として計上した。

今後「理事会が特に認める事業」については、助成を開始する時に期限・金額

田一族から当財団への直接の寄付による40%となっており、県が全額出捐している訳ではないため、県以外の出資者の意向も反映されている。しかしながら、指摘のあった「理事会が特に認める事業」3事業については、今まで期限を定めること無く実施されており、結果として特定団体への利益誘導となっていることは否めない。

(3)「県民の看護師さん」表彰事業について改善すべき事項が見られる。(意見)

① 被推薦者が所属している医療機関が比較的固定化しているため、より多くの医療機関から推薦されるように工夫すべきである。

② 推薦書、被推薦者の意見書、病院等の評価調書、履歴書により選考委員が採点するが、採点結果にばらつきがみられる。これは審査の対象となる書類が少なく情報が限定されること、推薦者の熱意や被推薦者の文章力等により採点結果が左右されることによるものと思われる。採点には面接等を実施し評価の精度をあげることが必要と思われる。

(4) 助成金申請書類の精査の効率化を図るべきである。(指摘事項)

財団事務局が表計算に入力し並び替えを行ったうえで内容を精査している。助成金を交付する側が必要以上の手間やコストをかけることになっており、不適切である。精査にかかる作業を効率的に行うために、交付先の各団体が提出する書類を支出項目ごとに整理された定型的な形で提出するよう義務付けるべきである。

を定めることとし、現在の3事業については、助成を突然止めると存続が危ぶまれる事業もあることから、交付要綱に準じ、3年程度の期間を与えながら、徐々に助成額を減額し自立を促すこととした。

休暇の取得が必要となる現行の副賞内容について変更も含め、検討する。

選考委員会の委員は各種の団体から選考し、最終的には委員全員による協議・合意の上表彰者を決定している。

また、本表彰制度は、病気や障害を持つ患者に対し、親身になって看護している看護師等の日頃の労に対し、表彰をもってねぎらうことを目的としたものであり、審査に当たって本人の面接を行なうことは適当でないと考えている。

助成金交付要綱の収入・支出の様式について、基本的な勘定科目を記載することとし、申請者に取捨選択させるように改善するとともに、一般的な記載例、領収書を区分けして貼付できるような様式を追加した。

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(1) 理事会運営規則等の設定について (意見)

当協会においては、理事会の議長について、理事長が欠席した場合の議長選任方法に関する規定がなく、定款第7条第2項を適用して副理事長が理事長の職務を行っていた。定款を変更するためには法務大臣の許可が必要となるため、容易には行い難い状況である。

理事会運営を円滑に行うためには、理事会運営規則等を設けて実務的に対応することが望ましい。

山梨県更正保護協会定款

第7条第2項

副理事長は、(中略)理事長に事故あるときは、(中略)その職務を行う。

(2) 山梨県保護司連合会との管理費分担について (指摘事項)

当法人と山梨県保護司会連合会は、甲府保護観察所内に事務所が存在し、事務職員も兼務している。当法人から連合会への助成や機関誌の共同発行等も合同して行い緊密な関係にある中、事務局の管理費は両団体がほぼ折半になるよう経費を按分しているとのことであるが恣意的であり、実際の使用状況などにより、勘定科目ごとに合理的な按分基準を決め、継続的に適用すべきである。あるいは、連合会は当法人から助成を受けているので、連合会から当法人に対して事務委託を行い、事務委託料を支払うことにより両団体の負担を明確化することも一考に値する。

<指摘項目例>

- ・コピー機リース代…連合会負担

山梨県更生保護協会理事会運営規則を定め、平成24年4月1日から施行した。

当法人と連合会との事務割合はほぼ半々であり、按分している勘定科目の内容は、通信運搬費の電話代、役務費のコピー機カウンター料、賃貸料のコピー機リース代及びパソコンリース料である。明確ではない按分基準により負担額を決めていたが、共通経費については折半とし、それ以外は個別に負担するよう改善した。

- ・コピーカウンター料、パソコンリース料…当法人負担
- ・電話料…両者が月毎に順番に負担（電報は個別対応）

（3）賛助会費領収書の管理について（指摘事項）

賛助会費の納入は、各地区の保護司会、更生保護女性会等を通じて行われている。賛助会費の納入には、4枚複写で各葉に連番が付され一冊となった領収書綴りを使用している。領収書綴りの受払については、協会がまとめて印刷業者に出し、納入後→在庫→各地区団体の要求により払出→各地区団体等で管理・発行・使用後保管→4枚目の当法人控えを現金とともに協会へ持参→控えを綴り保管するという流れになっている。この領収書の管理について、次の4つの問題点が見られた。

① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。

適正な領収書綴りの受払管理のため、「領収書受払簿」を作成し、受入と払出の記録を月ごとに行い在庫管理を行うよう改善した。また、棚卸を10月と3月の年2回行い、領収書受払簿に記録するよう改善した。

② 領収書綴りの各地区団体等への払出時に「地区別領収書番号控え」を作成し、渡した領収書の番号を記入しているが記入漏れが多く、受払の管理として機能していない。

払出事務については事務局2人体制とし、実際の払出と領収書受払簿への記入をそれぞれ分担し、相互にチェックしながら記入漏れをなくす体制に改善した。

③ 領収書3枚目の当法人控えには、扱者印欄があるが、この欄に記載のないものが多い。責任の所在や後日不明点があった場合に確認するためにも、扱者欄への記載は必要である。

領収書3枚目の扱者印欄への押印を徹底するよう各団体に周知、徹底した。更に、この事務に関して、事務局2人体制でチェックし、押印のないものは受け付けないこととした。

④ 領収書は各地区団体等で管理され使

各団体の使用済み領収書綴りは、事務

用後保管されているが、これらについても当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。また、各団体に対して、領収証の受払管理・発行方法・書き損じの際の処理・未発行領収書の指導を行い、場合によっては、使用済み領収証を回収し管理することも必要である。

(4) 会計基準における財務諸表への注記について（指摘事項）

更生保護事業会計基準第20条には、資産の評価方法や固定資産の減価償却の方法等計算書類の作成に関する重要な会計方針等、計算書類に注記すべき事項が定められているが、過年度の計算書類にはそれらの事項の注記が行われていなかった。今後は、個別注記表の作成等により、資産の評価方法等について注記を行うべきである。

(5) 計算書類の様式及び表示方法等について（意見）

当法人で作成している計算書類は、その様式や使用している科目の名称が更生保護会計基準に準じていないものが見られるが、計算書類の作成は基準に従って行われるべきである。

- ・事業年度の表示
- ・当期繰越金の表示
- ・名称の適正化

（退職手当→退職給与）

（連絡保護事業→連絡助成事業）

また、更生保護会計基準の定めそのものの改善（収支計算書、貸借対照表の様式の改善）が求められると考えられるものがある。

(6) 退職給与引当金について（指摘事

局へ返却するよう指導し、返却後は事務局職員が領収書受払簿と突合することで各地区の領収書の在庫状況の管理ができるよう改善した。

また、各地区会計担当者が賛助会費を持参した際に、領収書受払簿による適正な受払管理、二人体制での領収書発行、書き損じの際は切り離さずに領収書綴りに残すよう指導している。

平成23年度決算書から、注記を行い改善した。

様式、名称について、更生保護事業会計基準様式1～3号に則り全て改善した。

また、更生保護事業会計基準の定めそのものの改善については、当法人の所管するところではなく、法務省保護局甲府保護観察所へ伝達した。

項)

平成22年度決算時において、貸借対照表の退職給与引当金は本来635,000円であるところ、1,243,000円であり、608,000円過大に計上されている。速やかに取り崩し、雑収入に入れるべきである。

また、退職金規程では勤続年数の端数と月数の端数の計算方法が規定されていないので、この扱いについては、規定において定められることが求められると考えられる。

(7) 機関紙の単価基準について(意見)

年3回発行している機関紙については、3社の見積合わせを行っている。採用した見積書と実際に請求される単価が一致していないことが多いが、これでは見積合わせをした意味がない。見積合わせの実施時に、発行部数やカラー印刷等の条件により見積単価を明確に定めるか、発行条件が異なる都度見積合わせを実施することが必要である。

(8) 職員の給与に対する所得税の源泉徴収について(指摘事項)

当法人では、扶養控除申告書の提出がない職員に対して「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での源泉徴収がなされていない。これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断されるため、今後は法令に則った処理を確実に行うべきである。

(9) 資金運用について(意見)

ペイオフ対策のため9つの金融機関に延べ11の定期預金を組み、ペイオフの限度額またはそれ以上預け入れしているが、これらの定期預金は1年満期で全て超低金利であった。また、預入期間1年

平成22年度決算時に退職給与引当金として計上した1,243,000円のうち608,000円については、取り崩し後、平成23年度の雑収入に入れる対応を済ませた。

また、退職金の勤続年数の端数及び月数の端数の取扱について退職金規程を改正した。

年間の機関誌発行3回分をまとめて見積合わせをし、委託業者を決定していたが、発行回ごとに部数や掲載内容を精査した上で見積書を徴収する方法に改善した。

平成23年分から乙欄を適用しての源泉徴収を行った。

役員および専門家のアドバイスを受けながら、安全性、経済性を配慮した運用に努めていく

を経過し自動更新により金利が変動し、額面よりすべて低金利の変動金利であった。種々のリスクを考慮した上での法人の判断によるが、安全性を重視したうえで、経済性の面からも運用方法を検討することも必要と思われる。

(10) 監事の日当支給について（意見）

監事の監査に対し、交通費の支給の他、日当を@3,000円支給しているが、これについての規定がないため、規定を設け明確化するべきである。

旅費規程の一部を改正し、支給根拠を明確にした。

(11) 助成対象となっている全ての地区の決算報告書について（意見）

山梨県更生保護女性連盟の19地区更生保護女性会に助成金を交付しているが、交付後にその決算書を入手しているのは5地区のみである。助成金が適正に経理及び使用されているか確認する意味も含め、助成対象としている全ての地区の決算報告書を入手すべきであり、また、決算報告書の処理についても統一したルールを作成することが望ましい。

助成金の適正な経理及び処理の確認のために、未提出地区に対し提出を指導した。また、決算終了後に速やかに決算報告書を提出するよう全地区に指導するとともに、助成金の適正な経理及び使用がなされているかについて、事務局職員が内容をすべて確認することとした。さらに、各地区の決算報告書の処理について、今年度から、収入の部に助成金項目を設けた収支決算書に統一するよう通知し、周知・徹底のための指導を行っている。

3. 財団法人やまなみ文化基金

(1) 理事会、評議員会への出席率向上について改善が必要である（指摘事項）

理事会及び評議員会への出席率は低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。

当法人については、平成24年4月1日付けで財団法人から公益財団法人に移行した。移行後においては、役員及び評議員本人の出席を必須としている。

(2) 助成事業の収支報告に不適切な支出が認められる（意見）

当法人では文化活動を行う県内の団体

に対して助成事業を行っているが、次のような不適切な事例が見られた。

①助成金の交付申請に当たって提出された収支予算書と、事業終了後に提出された収支決算書の支出項目が異なり、予算どおりの支出が行われたか否か検証が困難な事例が見られる。

②収支予算で計画していた場合より収入が多くなり、収支差額が生じた事例が1件あった。収支差額が生じている場合には助成金の返還を検討することも必要である。

③収支報告の中には、恣意的と思われる支出で収支を合わせているものと認められるものが見られる。

④給与及び報酬に関する所得税の源泉はほとんどのケースで行われていない。

(3) 助成金支給額の決定プロセスの根拠資料がなく、不透明である(意見)

当法人による助成内定額決定については、理事会において事務局案の報告が行われ、それを理事会が承認するといったプロセスが踏まれているが、その算定資料等が存在せず、外部の者がその決定プロセスに疑義を抱く可能性は否定できない。事務局、すなわち県職員による支給案の作成時にその基礎となった算定資料は保管整備され、かつ当然に理事会に提示及び説明される必要がある。

(4) 寄付者からの独立性が確保された組織体制を構築することが必要と思われる(意見)

当法人は、山梨日日新聞社及び山梨放送から県に対して寄附があり、それを原

事業実施中に事業内容、支出項目に変更がある場合には、変更内容について説明を求め、確認を行っている。

収支差額が生じた場合の対応方法について、助成金の減額などを含め検討していく。

支出内容はこれまでも厳正な確認を行っているが、誤解を生じさせることがないよう指導を行っていく。

税務署に相談するよう指導した。

助成金交付要綱に定める助成額算定基準に基づき、申請団体の規模、事業の内容及び形式等を加味した上で理事会の審議を経て助成額を決定している。

更に、公益財団法人移行に伴い、平成24年度から助成事業選考委員会において助成事業の選考を行なうこととした。

公益財団法人移行にあたり、役員等についても公益認定基準に適合するよう選

資として設立された財団法人である。その役員構成は、寄付者の関連団体の役職員が多くを占めており、県の出資法人としての独立性を確保することが必要と思われる。

(5) 助成対象として適切であるか検討が必要な事業が見られる (意見)

過去5年間の助成金の交付対象となった事業の内、毎年1~2件は法人設立の原資寄付者のグループへの助成が行われていた。助成を行うこと自体には制限等はないが、恣意的な決定が行われているのではないかと疑念を外部の者に対して抱かせる可能性は否定できず、慎重な取扱いが求められる。また、助成対象となった事業には、一般的に考えて県の出資法人が助成するに適切であるか検討が必要な事業がある。県民の財産である基本金の運用益が助成の原資となるため、助成対象の選定に当たっては更に慎重な判断が求められると考えられる。

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

(1) 出資法人間の出資金や入会金等に格差や規定違反が生じている (指摘事項)

① 出資法人間で出資金の額について大きな格差が生じている。

② 出資金の額について規定されていない徴収を行っている。

③ 規定されていない入会金を徴収している。

定を行った。

助成事業の選考については、申請事業の内容等を助成金交付要綱に照らし、慎重に審査をしている。

更に、公益財団法人移行に伴い、平成24年度から助成事業選考委員会において助成事業の選考を行なうこととした。

会員となった時期により園児数等が変動するため、金額的には差が生じているが、業務方法書の積算基準により出資金を徴収している。増資についても年度毎に同じ積算基準で各法人から出資金を徴収している。

私学教育振興会を含む私学関係5団体の合併・統合(平成24年11月)の際に出資金、入会金の徴収規定を改正し、合併・統合後は改正後の規定に基づき徴収している。

(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)

①収支計算書に対する注記に「資金の範囲」についての記載が漏れている。

②「財務諸表に対する注記」の記載が全て漏れている。

③指定正味財産の計上がされていない。

④1年内回収予定長期貸付金が区分計上されていない。

(3) 幼稚園等への貸付業務実施において準拠すべき「業務方法書」に不備が存在する(指摘事項)

①第8条で貸付を受けようとする者は、「物上担保を提供しなければならない」と規定されているが、すべて融資にあたり担保の提供を受けているわけではない。実際の運用は2,000万円超の貸付の時に物上担保がとられているので、今後も同様に扱うなら業務方法書の記載を訂正すべきである。

②第8条で確実な連帯保証人を立て理事会が承認すれば担保提供が免除されると規定しており、現実の運用では連帯保証人2名を要求しているが、2名を用意することが困難なため監事が連帯保証人となっているケースが見られる。このため、連帯保証人の人数の緩和を検討するとともに、監事が連帯保証人となることは監事監査の独立性の観点から不适当であることから、連帯保証人の適格者から監事を除外すべきである。

③第6条の第1項2号と第2項は矛盾する項目であるため、第2項を削除することが必要である。

④第11条で貸付を決定したときは貸付契約書(第6号様式)により契約を結びとあるが、第6号様式がなく、第7号様式の中に貸付借用契約証書(保証貸)と

平成23年度決算から決算書への記載、計上を行った。

平成24年度通常総会(H24.4.24)で業務方法書の条文を改正した。連帯保証人の必要数については、合併後の新組織の関係規定等を整備する中で検討を行った結果、現状どおり2名とし、運用の中で、監事以外の人を連帯保証人に選任するよう学校法人に求めていくこととした。

同（担保貸）があるので改訂する必要がある。

⑤第12条で利息は半年ごとに徴収するものとするがあるが、実際は5月31日と9月30日に徴収しているため、実態に即して改訂するか業務方法書どおりにするか検討する必要がある。

⑥第13条で貸付の対象になった事業の完了後、理事長に提出しなければならない書類として、契約書の写し、事業完了報告書、完成写真の記載があるが、代金の領収書の写しや工事変更契約書の写しも貸付の実態の把握のため必要であると考える。

⑦資金借入申込書の添付書類である事業計画書（第2号様式）、資金計画書（第3号様式）には、通常の設定事業計画と耐震工事計画の2種があるので、その旨、業務方法書に記載することが望ましい。

（4）融資に当たり物上担保の提供を受けているが、平成18年度以前は担保物の時価の査定が行われていない（指摘事項）

融資に当たって提供を受ける担保物について、評価額の根拠資料の提示を受けたり、時価の査定が行われていない。当該担保物の評価額は、業務方法書に記載された貸付限度額算定の根拠になるだけでなく、貸付金回収の担保となるものであることから、時価査定等を適正に行うべきである。

（5）当法人を含む3つの団体に共通発生する人件費の負担割合についての再検討が必要である（意見）

時価査定は経費の面から実施は困難であるが、土地については公表された路線価等、建物については学校法人の帳簿価格等の資料を参考にして評価額の確認を行うこととする。

私学教育振興会を含む私学関係5団体の合併・統合（平成24年11月）の際に、新組織における人件費の適正な負担割合を定め、平成25年度予算から適用

(6) 助成金の交付事業について、より正確な収支予算のもと助成金額を決定すべきと思われる。(意見)

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

(1) 預金出納帳の記帳について (指摘事項)

通帳の記載内容が総勘定元帳へ適切に反映されておらず、8/29 及び 8/30 について一部記載漏れが生じていた。

出納業務は現金及び預金の取引が生じる都度その取引内容を記帳し、現金及び預金の残高を日々把握することが必要であり、資金管理等にとって重要な業務である。預金出納帳の業務を適時適切に行うべきである。

(2) 互助会の運営等について (指摘事項・意見)

① 平成 20 年 4 月 1 日以降の規約の改正が行われておらず、事務所所在地について法人本部が従来所在した場所のままとなっていた。法人本部の現所在地へ速やかに変更すべきである。

② 当法人から職員の掛金月額 200 円と同額の一般補助が行われているが、当該補助について規定がされていない。根拠となる規定を設けるべきである。

③ 当法人は職員の福利厚生の一環とし

している。

助成金の申請については、収支予算書の各項目に詳細な積算根拠を記載し、また、必要に応じて申請者に積算方法の説明を求めるなど、より正確な収支予算書に基づく助成金額の決定を行うこととする。

実査時の前 2 日分の処理が未処理であったものであるが、適時適切に処理している。

平成 23 年 10 月に規約を改正した。

本会の補助金は法人本部会計に計上し、理事会の議決を経て、支出負担行為伺により適正に支出しているため、規定の整備までは必要がないと考えている。

職員の確保が難しい中、他の福利厚生

て社会福祉法人福利厚生センターに加入し、職員は慶弔及び資格取得等ほぼ重複するような内容で祝品や弔慰金・見舞金を受給することができ、またクラブ活動に対する助成も行われている。法人から当該互助会への補助については職員の福利厚生に関する過剰な支出と思われる。

④ 平成 19 年度～21 年度の収支計算書が作成されていない。また、当該収支計算書等は運営委員会の承認が必要であるが、承認も行われていない。

⑤ 互助会では加入者の退職にあたり規約に基づき退職慰労金を給付している。互助会が支給すべき平成 22 年度末の退職慰労金要支給額は互助会が所有する預金残額と貸付金残額を加えた額をやや下回っているため現状では退職慰労金の支給に問題はないものと思われるが、平成 22 年度の事務費・事業費等を合計すると、掛金及び法人からの一般補助の合計を退職慰労金要支給額が超える支出となっている。今後は毎年度の退職慰労金要支給額を考慮しながら事業の運営を行うことが必要である。

⑥ 加入者が社会福祉事業に関する一定の資格を取得した場合、奨励金 2 万円を交付しているが、法人が職員の資格取得について金銭の給付を行った場合には、給与として所得税の課税が行われ、源泉徴収が必要となる可能性も否定できない。従って、この課税面からの検討を行った上で制度の運営を行う必要性も認められる。

サービスの内容等を勘案しながら、より充実した福利厚生事業が行えるよう検討していく。

平成 22 年度からは、収支計算書を作成した。

また、平成 24 年度事業計画・当初予算等の総会を平成 24 年 3 月 8 日に開催し、平成 23 年度事業報告・決算等に係る総会を平成 24 年 5 月 29 日に開催し承認を得た。

退職慰労金要支給額を考慮しながら、資金不足に陥らないよう事業運営を行っていく。

平成 24 年 1 月に国税局電話相談センターに問い合わせをしたところ、非課税に該当するとの回答を得た。

⑦ 法人が加入している（福）福祉厚生センターでは申請に基づきクラブ・サークル活動助成を行っているが、各クラブ等からの申請がなかったため平成 19 年度以降当該助成の申請が行われていない。職員の福利厚生を充実させる点においても、制度の更なる周知徹底が必要と思われる。

（3）職員に対する諸手当について（指摘事項）

かえで荘の宿直業務員が宿直時に風呂の清掃をした場合、報酬として 10%の源泉徴収は行われているものの、風呂掃除の委託料として委託費が計上されている。また、聴覚障害者情報センターの職員が時間外に手話通訳をした場合、報酬として 10%の源泉徴収がされているものの、委託費として計上されている。

いずれも、業務の内容はともかくとして雇用関係を前提として支払われるものであり、報酬として源泉を行うことは所得税法上間違った処理である。法令の遵守が望まれる。

（4）かえで荘のガス料金の負担について（意見）

かえで荘では食堂運営を民間会社に委託しており、契約では光熱水費は社会福祉事業団の負担となっている。水道代や電気代については切り分けが難しいものの、ガス代については厨房のみで使用しているため、ガス代については契約を変更して委託会社に請求することを検討すべきである。

（5）講師に対する交通費について（意見）

聴覚障害者情報センターにおいて、講師に報酬及び交通費の現金支給を行っており、報酬及び交通費の支給額に対して

互助会運営委員会において、周知していく。また、年 4 回発行の広報誌においても継続して周知していく。

平成 24 年度から給与や時間外手当として処理するよう改めた。

現在の契約では光熱費を業者に負担させることは難しいため、次回業者選定の際、契約内容とともに検討する。

講師と相談の上、必要に応じ乗車券を送付していく。

所得税を源泉徴収している。現在の処理は、所得税法の規定に従った処理であり問題があるわけではないが、遠方の講師の場合は交通費分に対する所得税の負担額も無視し得ない金額となるので、所得税法に規定されている実費精算にするとか、乗車券を送付する等の経費削減を検討すべきである。

(6)かえで荘のマッサージ機の現金回収について（意見）

かえで荘の4台のマッサージ機の利用料は現金で機械に附属しているコインタイマーに投入し利用している。コインタイマーによる収入は証拠書類が残らないため、何らかの内部牽制がなければ、職員が着服することも不可能ではない。従って、2人で回収し他人のチェックが入るような内部牽制を構築することが必要である。

(7)経理規程に従った管理が行われていない事例について（指摘事項）

① 現金金種表を作成していない。
当法人は、経理規程第26条に従い支払いを定額資金前渡し制度による資金（小口現金）により行っているが、日々の現金有高を示す金種表を作成していない施設があった。金種表での確認がないということは、現金の実地照合をしていないことであり、現金残高の信憑性を損ねることとなるため、適正さを欠いているので早急に改善する必要がある。

② 固定資産管理責任者の任命がない。

経理規程に定める固定資産管理責任者の任命が、どの施設でもされていなかった。固定資産管理責任者が不在では、固定資産の実物との突合、使用状況の調査、廃棄処分手続きなどの法人内での現

実査時以降、事務職員1名と応接員1名にて回収作業を行うことに改めた。

未作成の施設に対し指導し、平成23年9月分から作成している。

平成24年1月1日付けで、固定資産管理責任者を任命した。

況管理を曖昧にする要因となることも考えられる。資産の現状把握は資産の有効活用に繋がることにもなるので、経理規程に従い早急に固定資産管理責任者を任命し対処する必要がある。

③ 貯蔵品の实地棚卸をしていない。

経理規程では会計年度末に切手、収入印紙、介護用品や利用者の寝具等の貯蔵品の实地棚卸を行うこととなっているが、全ての棚卸を行っていたのは豊寿荘のみであった。实地棚卸の目的は、残高数量の確認に留まらず、不良在庫の確認、過剰在庫の削減、不正使用の排除等といった経営上の内部牽制にある。实地棚卸を省くことは規定に反していると言え、経理規程に従い貯蔵品についても实地棚卸を適正に実施すべきである。

(8) 桃源荘の基本財産について（指摘事項）

桃源荘のショートステイ室増築分とデイサービスセンター事業分の増築部分について、貸借対照表の基本財産及び固定資産台帳に記載がなかった。県の公有財産台帳の特別養護老人ホーム桃源荘本館に増築分について記載がなく価格不明のため計上できないとのことであったが、不適正な処理なので、県と協議のうえ早急に対処することが必要である。

(9) 会計処理に係る不適切な事項について（指摘事項）

① 未収金台帳と実際の未収金に差異がある。

豊寿荘において、利用者負担金の請求額の計上の誤りや未収計上の漏れ、国民健康保険団体連合会の審査における過誤の請求や保留金の入金などに対応した調整額の仕訳がないこと、また連合会の処

平成23年度から、経理規程に則り、实地棚卸を行っている。

県からの建物移管時に公有財産台帳への記載がなかったことによるものであるため、県と協議の上適切に対応する。

内容を確認したところ、利用料請求額等の誤りやそれら进行处理のための仕訳の欠落、及び利用料の未収金計上漏れによる差異であった。今後は請求額の誤りや、未収金の計上漏れ等がないよう、請求事務の確認を徹底する。

遇改善交付金についての差額調整の仕訳処理の欠落により、未収金と未収金台帳に差異が生じている。このままでは、不明瞭な未収金額が推移し翌年度へも影響することとなるので、差異の内容を調査し早急に対処することが必要である。

② 固定資産台帳に計上漏れの資産がある。また、過剰に減価償却されている資産がある。

豊寿荘において、貸借対照表と固定資産管理台帳が一致していないものがあり、固定資産管理台帳より漏れているものがあった。また固定資産管理台帳には記載したが、貸借対照表及び事業収支計算書に修正仕訳を入れるのを失念したものがあつた。

また、以前の規定の減価償却費を加算したまま新たな会計基準の規定による減価償却費を加算したため、償却費が過剰となり、資産残高が過少となっている。

明生学園においても固定資産管理台帳に記載のない資産、固定資産管理台帳にはあるが貸借対照表に記載のない資産があつた。いずれも是正が必要である。

③ 施設内で振替えられた未収金と未払金の額の不一致について

豊寿荘では、施設内で資金の繰替及び共通経費の負担の振替を行っており、会計年度末に未収金と未払金に載っている。その額は相対するので双方同額が載ることになるが、一致していなかった。

不一致により収入の計上漏れ及び経費の過大計上となり、収支差額に過誤を生じていることとなる。差異の内容を調査し、早急に対処することが必要である。

(10)各施設から本部への繰入金処理について（意見）

内容を確認したところ、除却処理が未処理である資産が台帳上存在していたため、固定資産台帳を精査し、資産を確認した上で、平成 23 年度決算時に修正した。

受け取った収入、支払額には誤りはなかった。振替処理をその都度行わなかったことが原因であつたので、今後は収入や支払いを行った都度振替処理を行っていく。

当法人は、各施設の事務作業を本部で一括処理しているため、各施設は収入及び職員数より負担割合を算出し本部に繰り入れている。これは実務的にも経理的にも有効な方法であるが、介護事業において介護報酬を得るためにどれほどの経費がかかるのか、介護報酬の基準を算出するための分析データとして、減価償却費を組み入れた損益計算書を必要とされている。当法人の経理処理では、各施設の繰入金支出は損益計算書の事業活動外支出に表示され、福祉事業活動に反映されず、介護報酬を得るための経費より外れてしまう。そのため、事務作業経費を各経理区分の人件費、事務費及び事業費で経理処理することが望ましいと思料される。

(11) きぼうの家の建物未登記について
(指摘事項)

建物の所有権登記を進めていたが、きぼうの家の建物が建っている地番は、字が3つに分かれており、字は公図も別々で国勢調査も入っていないため字界が一致せず、現状の形状と異なるため、法務局から測量等を行い筆界や赤道等の位置を明白にした上で再度申請する旨を伝えられたとのことであり、隣接の所有者との境界の問題等もあり事業団では作業できないため県に対応を依頼しているとのことである。未登記建物の存在自体が固定資産管理上望ましいものといえず、増改築時における建築確認等の際に支障を来す可能性もあることから、県の早期対応を望むところである。

(12) 県より移管された資産の耐用年数について (指摘事項)

法人の経理規程では、いわゆる税法上の法定耐用年数を採用することとなって

介護保険事業に限らず措置費あるいは介護給付費対象事業においても、制限の範囲内においては資金の繰入れが認められている。

資金の繰入れを行う場合の勘定科目は事業活動収支計算書の場合、「事業活動外支出」の「会計単位間繰入金」や「経理区分間繰入金」で処理することとされ、その内容については、経理区分間・会計単位間資金移動明細表を作成し明らかにしておくこととされている。

複数の施設を経営する当法人としては、これらすべてのルールをクリアした上で会計処理を行っており、合理的な処理方法であると考えている。

きぼうの家の土地については、公図と現況が一致していない。県では、今後甲府市が予定している地籍調査等により境界を確定していくこととしている。

全ての施設について、再度見直しを行なっていく。

おり、種目は事務所としている。しかし、桃源荘は介護老人福祉施設なので、種目は病院が正しい。耐用年数に違いのある資産が他の施設にも散見されるので、再度見直しを行い訂正する必要がある。

(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額について（意見）

当法人は、県から建物、構築物を無償譲渡されているため、減価償却費と国庫補助金等特別積立金取崩額は同額で計上されると考えられるが、累計額に差額が生じている。このことは会計基準の計算の仕方に違いがあることによるが、新しい会計基準では改正され、減価償却費と同様の計算を行うこととなり、過去の累積も是正されることとなる。そこで、差額が多額となっているので、新会計に移行するまでの間、その旨を注記することが望ましいと思料される。

(14) 法人積立金の不明瞭な記載について（意見）

① 貸借対照表（合算）の積立金の科目名が「その他の積立金」となっているが、会計基準では、積立金は積立ての目的を示す名称を付すとされているため、その他の積立金の名称は特定の目的を示したものとはいえない。内容は明生学園の施設整備等積立金であるため、科目を適正に表示する必要がある。

② 積立金（純資産）と同額を特定積立預金（固定資産）とすることとなっているが、貸借対照表上一致していない。固定資産の「投資有価証券」の中が、通常の投資有価証券と特定積立預金の投資有価証券とに分かれるということであるが、現状の表示では積立の不足あるいは過剰と判断される恐れもあるので、その内容

平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。

「その他の積立金」は、明生学園の施設整備等積立金であり、明生学園の貸借対照表では適正な表示がされているが、合算貸借対照表の科目表記が「その他の積立金」となっていたことから、平成 23 年度決算業務において「施設整備等積立金」に訂正した。

平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。

を注記等により明示することが望ましい。

(15) 計画的な積立金の積立てについて
(意見)

明生学園の改築費が計画の半額以下で納まっているが、積算時の金額が高額すぎるのではないかと思料される。積算価格を高額に見積もるならば、資金調達のために必要以上の経費削減等の対応が要請され、職員の処遇等にも影響を及ぼしかねない。今後の改築費及び大規模修繕費の積算に関しては、随時適正価格を見直し、中・長期経営計画に反映させ、それに伴う資金を計画的に積立てる必要がある。

(16) 無償譲渡施設に係る設置者負担について (意見)

事業団は県から基本財産等を無償譲渡されたことにより、本来負担すべき設置者負担がなかったため、設置者負担相当額が法人の剰余金となるので、今後も施設のアメニティーを含め利用者サービス等に還元すべきと思われる。

(17) 授産会計における期末貯蔵品の原価計算について (指摘事項)

きぼうの家における棚卸資産の原価計算において、期末材料棚卸高を計算に入れておらず適切であると判断することは難しい。また、もえぎ寮においては、未計上の棚卸資産があった。

棚卸資産の評価によっては、授産施設の利用者に支払う工賃の額にも影響を与えることとなってしまふ。今後は、計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、かつ原価計算については適正な方法で行うべきである。

明生学園の改築費は改築時の諸条件の変更と入札効果により生じた減額であった。

今後も過去の建築費や改築条件等を勘案しながら適正価格を算出し、計画的な積み立てを行っていく。

無償譲渡された建物のほとんどが老朽化した建物である。減価償却費相当額の補助金の受け入れもなかったため、建て替え時には設置者負担額以上の金額を負担することとなり、剰余金は発生していない。

平成 23 年度決算時に、販売製品を含め計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、また原価計算も適正な方法で行った。

(18) きぼうの家における生産物販売に伴う現金の取り扱いについて（指摘事項）

きぼうの家において、生産物販売時に収納した現金の取り扱いが、経理規程に則っておらず、また、その管理方法では職員による不正に対する牽制効果は低く、その即時発見も困難であるため、速やかに規程に則った方法に改善されるべきであると判断される。

実査時以降、経理規程に則った処理に改善した。

(19) 窓口で授受された現金の管理等について（指摘事項）

きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし寮において、日々入金した現金について経理規程の定め反した取扱いを行っており、その入金についても帳簿等での管理が行われていなかった。また寄付金受領書等を確認したところ、連番による管理が行われていなかった。さらにもえぎ寮においては、法人規定外の受領書等を使用していた。速やかに是正されるべきである。

実査時以降、経理規程に則った処理に改善した。

(20) きぼうの家の資産管理について（意見）

きぼうの家において、故障したパソコンや使用期限の過ぎた給油カード等が目的もなく保管されていた。正規の手続きを経て廃棄や売却の処分を進めていくことが望ましいと思われる。

当該パソコンは廃棄のための承認手続きを行っており、専門業者の引き取りを待つ状況での保管であり、廃棄処分を済ませた。また、給油カードについても速やかに処分した。

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

(1) 理事会・評議員会について（指摘事項）

① 平成22年度以前は、決議機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評

平成23年度からは、理事会・評議員会を別々に開催している。

議員会が合同で開催されており、各々の機能を果たしていない。

② 寄付行為では、理事の定員を18人以上22人以内と規定しているが、平成21年度第2・3回の理事会において欠員が2名生じているにも関わらず、補充が行われていない。

③ 理事会・評議員会への出席率が低調であり、出席率向上のための改善が必要である。

④ 平成22年度の収支決算書及び財務諸表に対する注記が理事会・評議員会において正式に報告されていない。

(2) 領収書の管理について (指摘事項)

① 領収書が抜き取られていないか容易に確認できるよう連番管理を行うべきである。

② 書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。

③ 領収書の控えは切り取って収入伺に添付されている。領収書の控えは、領収書綴りにそのまま残しておくべきである。

(3) 印鑑、通帳、現金の管理について (指摘事項)

印鑑は事務室内の管理に劣る場所に入れられ、また、預金通帳や現金は事務職員が単独で管理している。保安上鍵付の金庫を用意して適切に管理すべきである。

(4) 他法人との費用負担、統合について

理事に欠員が生じた場合には、速やかに選任していく。

より多くの理事、評議員に出席してもらうため、余裕を持った日程調整を行い、出席率の向上を図っていく。

今後は、収支報告書及び財務諸表に対する注記についても理事会・評議員会に報告していく。

領収書の使用開始前に連番を付すよう改めた。

書き損じの領収書は、廃棄処理せず、保存するよう改めた。

領収書の控えは切り取らず、領収書綴りにそのまま残し保存するよう改めた。

印鑑は事務局長が管理し、通帳及び現金は鍵付のロッカーに保管するよう改めた。

(意見)

当法人と山梨県アイバンクは共同した活動を行っているが、本来は山梨県アイバンクが負担すべき活動の事業費の一部を当法人が負担しているケースが見られるため、適正な事業費の分担を行うべきである。

また、経費節減や事業の効率的な実施の上から、同様な普及啓発活動を行っている他の団体との統合を検討されたい。

(5)職員給与費の支出科目について(指摘事項)

実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である。非常勤職員に実質手当の支払と考えられるものが、事業費勘定や活動費勘定等で処理されていた。給与の重複支給や給与所得課税漏れが生じる可能性がある。

(6)資産計上額について(指摘事項)

平成22年度の貸借対照表において、資産の計上金額及び表記に誤謬がみられるので是正が必要である。

(7)切手の管理について(指摘事項)

切手の払出簿がなく管理が不適切なので、受払簿を作成の上、随時現物と突合し管理することが必要である。

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(1)平成22年度の財務諸表について(指摘事項)

①平成21年度の財務諸表には正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録総括表が作成されていたが、平成22年度の財務諸表にはこれら総括表

補助事業以外の普及啓発活動のうち他団体と費用分担することが適当な場合には、適正な費用負担に努めていく。

また、他の団体との統合については、本団体と他団体の設立経緯、目的、事業内容等を踏まえ、他団体と統合した場合のメリット、デメリットについて慎重に検討していく。

勘定元帳の修正を行った。なお、給与所得として計上し、再算定した結果、新たな課税は生じなかった。

勘定元帳、固定資産台帳の修正を行った。

切手の受払簿を作成し、随時現物と突合するよう改めた。

公益法人会計基準の「平成16年度基準」に基づき、従前どおり、総括表を作成することとした。

が作成されていない。

② 「財務諸表に対する注記」が全て作成されていない。

③ 期間損益を適正に把握するために、賞与引当金を計上すべきである。

(2) 関連する任意団体事務の負担について (指摘事項)

当法人と関連がある任意団体 (山梨県生活衛生同業組合連合協議会) の事務を当法人が行っており、その経費を任意団体に請求せず当法人が負担している。当該団体が独立して運営されるのならば負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、当法人に取り込んで一体として運営を図ることも検討する必要がある。

(3) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金に関する不適切な事例について (指摘事項)

① 山梨県生活衛生営業振興事業を行うにあたり加盟組合に事業を委託しているが、平成 20 年度は生活衛生同業組合からの金額の事業ごとの内訳の記載漏れや収支予算の記載間違い等が見られた。

② 平成 21 年度は生活衛生同業組合からの申請は事業計画のみで金額の記載がない。

③ 生活衛生同業組合からの申請に基づき、各組合からの申請金額が補助金の予算の範囲内に収まるよう調整会議を開いているが、議事録等が作成されていないために、調整の内容が不明である。

公益法人会計基準に則り、注記も財務諸表の一部であることから作成することとした。

公益法人会計基準に則り、賞与引当金を計上することとした。

任意団体の事務に要した経費は当該団体に費用負担させるよう改めた。

生活衛生同業組合に対しては、記載漏れや記載間違いがないように徹底を図っているところであり、平成 22 年度については既に改善されている。

生活衛生同業組合に対しては、記載漏れがないように徹底を図っているところであり、平成 22 年度については既に改善されている。

調整会議の内容を記録するとともに、その内容を今後の事業に反映させていく。

(4) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の補助対象としてふさわしくないと思われる支出について(指摘事項)

① 平成 22 年度の事業に生活衛生同業組合の利用券代の支出を補助金により負担している状態にある事業が見られる。(総事業費 3,427,773 円、補助額 1,960,000 円で利用券額 534,000 円)

② 山梨県旅館生活衛生同業組合の事業については、いずれの研修会も親睦を目的とした飲食会と受け取られるような内容であり、補助事業として効果的に実施しているとは言いがたい。実施に当たっては補助事業としての効果を明確にする必要がある。(飲食会に対する支出:平成 20 年度 210,000 円、平成 21 年度 273,000 円)

(5) 財務体質の健全化について(意見)

国の交付決定の関係から山梨県からの補助金交付のタイミングが遅れ、事業実施のための資金不足により金融機関から借入れが必要となっている。事業の円滑な遂行のためには、内部留保の蓄積を図り、借入金に頼ることのないよう財務体質の健全化を図るべきである。

(6) 領収書の管理について(指摘事項)

① 当法人が使用している領収書綴りの中に関連団体の領収書控えが混在していた。

② 領収書の連番管理が行われていない。

③ 当法人の団体印が押印された未使用

本事業は、広く県民に生活衛生関係営業に対する理解を促進するとともに、需要の拡大を図ることを目的に実施したものである。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。

本事業については、旅館生活衛生同業組合の青年部が最新のサービスと料理知識を学び、これからの観光山梨に生かすために実施したものであるが、平成 22 年度に廃止している。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。

当法人の財務体質の健全化を図るため、なお一層の経費削減や、標準営業約款登録事業などによる自主財源の確保に努めている。

他の都道府県においても、国の補助金交付に係る手続の遅れに苦慮しており、県では、補助金交付等の一連の手続を前倒しするよう、国に対し要望活動を実施している。

1 つの団体で 1 つの領収書綴りを使用できるように、関連団体の領収書綴りを別にする事とした。

領収書は連番管理を行う事とした。

直ちに未使用の領収書を廃棄処理し

の領収書が残置されていた。

④ 書き損じの領収書に使用不可処理が行われていない。

⑤ 約款会計で使用する領収書はパソコン上で管理されていて、控えが残されていない。

(7) 受託事業での報告書の誤りについて (指摘事項)

(財)全国生活衛生営業指導センターからの平成22年度受託事業である「経営改善推進事業」に関する清算調書と、当法人の総勘定元帳の同事業科目の内容が異なり、間違った実績報告が行われている。

(8) 固定資産の計上漏れについて (指摘事項)

パソコン3台の資産計上が洩れているので、固定資産台帳を整備して適正に対処することが必要である。

(9) 切手の管理について (指摘事項)

切手の払出簿が途中までの記載のため不明瞭であった。

(10) 退職手当に関する申告書の不備について (指摘事項)

退職手当の支給に関し、所定の申告書の保存がなく対応が不適切であった。

8. 公益財団法人やまなし環境財団

(1) 財産目録の内訳記載について (意見)

当法人では平成22年度の財務諸表を公益法人会計基準の「平成20年度新基

た。

直ちに書き損じ領収書を使用不可処理した。

約款会計の領収書の控えをパソコンから打ち出して保存し、受領の事実の検証を図った。

(財)全国生活衛生営業指導センターに報告、協議の上、当法人の総勘定元帳と整合するよう修正した。今後はこのようない事がないよう経理管理を徹底していく。

固定資産台帳を整備して適正に対処することとした。

現物と突合しながら切手の払出簿の記入を随時適正に行い管理を徹底することとした。

今後は、退職者に申告書を提出させて適正に処理することとした。

平成23年度の財産目録に公益法人会計基準に規定された内訳を記載した。

準」により作成している。

公益法人会計基準による財産目録は、事業年度末におけるすべての資産・負債について、名称・数量・使用目的・価格等を記載することが必要であるが、その記載が不明瞭である。

(2) 助成金の審査書類について(意見)

当法人は、平成22年度に30団体に対し430万円余の助成金を交付している。申請内容の審査において、申請団体の財政状況を含めて検討を行っているが、現在、団体に提出を求めている書類(助成金の対象となる事業の概要、実施の趣旨・目的、収支予算書)では、団体の財務状況を把握することは難しい。申請団体の繰越金の多寡は審査に影響することから、通帳のコピーのほか財務資料の提出を義務付けて財政状況を確認することを検討すべきである。

(3) 財務諸表の作成について(意見)

当法人は、財務諸表の作成に財務ソフトを使用せず、すべて表計算ソフトで手入力により作成している。表計算ソフトは財務ソフトと違い書類の相互間に連動はなく、互換性もないことから、作成のみならず、相互の整合性をチェックするだけでも事務量は相当であると思慮される。労力と財務ソフトの購入コストをどのように見るかということであるが、公益財団法人として適正な財務諸表の作成は当然のことであり、効率化の観点からも検討は必要である。

平成24年度から助成金交付申請時に申請団体の決算書(申請前年度分)及び予算書(申請年度分)の提出を求めることとした。

財務ソフトの導入には多額の費用を要することから、引き続き、財務諸表は表計算ソフトにより作成せざるを得ないが、適正な財務諸表を作成するための外部からの専門的なチェックやアドバイスの必要性を検討する。

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(1) 緑の募金領収書の管理について(指摘事項)

①当法人は、公益認定を受け公益財団法人へ組織変更したときに、新たに新法人名の緑の募金領収書を印刷した。その印刷時に印刷業者より発注枚数を上回る予備の領収書25枚を受領しているが、当該領収書は募金領収書受払簿に記載されておらず、簿外となっている。受払簿に記載し適正に管理すべきである。

②領収書の払出前の在庫は領収書ナンバーが記載されておらず、払出時に50枚あるいは100枚単位でナンバーリングをしている。

印刷業者から受入時に全ての領収書にナンバーリングを行い、連番管理を行うべきである。また、印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することを検討することも必要と思われる。

③期末等に定期的に領収書の棚卸しを実施し、在庫の適切な管理を行うべきである。

(2) 臨時職員の給与増額改定及び駐車場補助について（意見）

全国健康保険協会の健康保険料率引き上げに伴い、臨時職員の給与を増額改定しているが、保険料の引き上げは同協会加入者全てに及ぶものであり、当法人の給与改定の明確な理由とは思われない。また、公益財団法人の設立以前においては、役員及び職員に規定にない駐車場補助が毎月支給されていた。公益財団法人移行後の給与規程では通勤手当に駐車場手当を含むとの規定に変更しているが、駐車場補助として通勤手当とは別建てで支給していた。さらに、これらの原因が当該規程の管理の不適切であったことと思われるため、適切な管理を行うべきで

簿外の25枚の領収書も含めて、残存の領収書に通し番号を記載し、連番管理を行い、受払簿で管理するよう改めた。

在庫の領収書すべてにナンバーリングを行った。今後は印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することとする。

半期に1度は棚卸しを行い、在庫の確認を行っていくこととする。

臨時職員の給与については、公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程第12条により予算の範囲内で改定、支給した。

駐車場補助については、公益財団法人移行後の規定に基づき、通勤手当に含めて支給するよう改めている。

給与規程の管理についても、随時必要な見直しを行いながら適切な管理を行うよう指導していく。

ある。

(3) 金利等変動準備預金取扱基準について（指摘事項）

平成22年度の収支予算に金利変動準備金取崩収入10,000,000円を計上し、収支計算書に10,020,000円の取崩しを行っている。

金利等変動準備預金取扱基準において、準備金の取崩しには、金利の支払いが滞る等の場合に取崩しが出来ることになっているが、当該取崩しは事業活動収入が減少してきているために行ったもので、要件には該当しない。

また、当該準備金の取崩に当たっては平成22年度の収支予算全体の承認の過程で理事会の承認を受けたとのことであるが、本来は個別の議案として理由を明示して議決を得ることが必要であると思われる。

さらに、平成22年度は準備預金の運用収入860,246円が計上されているが、準備預金の積み立てが行われていない。当該基準においては、準備預金の運用益は、準備預金として積み立てるものと定められており、当該規定違反が認められる。

(4) 内部留保資金の有効活用について（意見）

平成22年度末に地方公共団体出捐金400百万円、寄付金632百万円、その他内部留保127百万円、合計1,159百万円が正味財産として存する。

その他内部留保金127百万円については、市場金利の低下等に伴う運用益の減少、各種補助金の削減、緑の募金の減少等が想定されることから、一定の事業活動を維持していくためには内部留保を厚くしておきたいことはわかるが、平成22年度の事業経費87百万円に比べて過大

緑の募金額が減少し、事業の実施に支障が生じると見込まれる場合にも取り崩しができるよう、「金利等変動準備金取扱基準」を改正した。

また、準備金の取崩に当たっては、事前に個別議案として、理事会及び評議員会の議決を得ることとしている。

準備預金の運用益の会計処理についても事業収入に繰り入れるよう併せて同基準を改正した。

内部留保金のうち指定正味財産の運用益は、金利等変動準備預金として、予期せぬ事態が生じた際の準備金として積み立てているものである。

また、一般正味財産については、緑の募金収入等の減少により、大幅な減額も予想されるため、収支の状況を十分注視しながら、金利等変動準備預金取扱基準の規定に従い、内部留保資金の有効かつ適正に活用するよう指導していく。

であり、必要以上の蓄積は問題であるものと思われるため、必要額のみを留保し、残余資金の有効活用を図るべきである。

(5) 仕組債への投資について（意見）

機構が運用を行っている仕組み債は、当初は高利回りであったものの、現状では多くの投資案件で利子を生んでおらず、このままの状況では非常に低利回りの運用となっている。

投資については、「（公財）山梨県緑化推進機構資産運用規定」に則り、理事会の承認を受けて、規定通りに行われてはいるが、目先の高金利にとらわれずリスクを考慮して投資を行うべきである。

(6) 元帳の適正性の確保について（指摘事項）

元帳の預かり金と決算書の預かり金が1円違っていた。元帳と決算書の数値が一致していなかったということは何らかの内部統制上の不備が存在していると考えられることから、元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

(7) 切手の受け払いについて（指摘事項）

切手については受け払い管理を行っているものの、1円切手とハガキについては受け払い管理が行われていなかった。金額が僅少であっても現金同等物に関しては受け払い管理を行うべきである。

(8) 家電エコポイントの会計処理について（指摘事項）

液晶テレビの購入に伴い、家電エコポイントの収入4,000円があったにもかかわらず簿外となっている。

また、期末に未払金として計上すべき

基金財産の運用は、元本保証を前提としており、期間途中で売却し基本財産を大きく減少させてまで買い換えは行わないこととしている。今後、期間満了又はコールなどにより債権等を買換える際には、情報収集に努める中で、安全性を十分考慮して投資を行うよう指導していく。

総勘定元帳から決算書の作成まで、一連の書類を作成できる会計ソフトを導入した。平成23年度決算からはこのシステムを利用しており、今後も適正に運用を行っていくこととしている。

1円切手とハガキについても受け払い簿を作成した。今後、現金同等物は全て受け払い簿を作成し、適切に管理を行っていく。

家電エコポイントの交付金は雑収入として計上した。

簿外となっていた期末の未払い管理費等は、平成23年度決算から未払金として

社会保険料、運送料など、合計429,700円が未払計上されていなかった。当期中の使用にかかるものについては期末に未払いとして計上すべきである。

(9) 固定資産・物品の管理について(指摘事項)

公用車は、本来、有形固定資産にすべきものが、物品の備品として管理台帳に記載されていた。有形固定資産と物品との区別及び管理を適切に行うべきである。

有形固定資産の減価償却は、国税庁の耐用年数表等を参考に適切な耐用年数を用いて減価償却を行うべきである。

また、物品に管理シール等が貼付されておらず、現物と備品管理台帳の照合が困難であった。適切な管理を行えるようにすべきである。

さらに、スチール棚、机、いす等県から寄贈を受けたものが事務所にあるが、備品台帳には載っていない。受贈したのもも備品管理台帳に記載して適切な管理を行うべきである。

(10) 体験教室等の参加率の向上について(意見)

県民を広く対象として行っている体験教室等への定員に対する参加率は、その参加費用及びその対象を勘案すると総じて低いと思われる。その事業の目的や理念について否定するところではないが、体験教室等開催の原資は県民から善意の募金が含まれているため、県民の参加機会の公平性等の観点からも周知の方法について、再度検討する必要がある。

(11) やまなし森づくりコミッション

計上するよう改めた。

有形固定資産と備品はそれぞれの管理台帳に区分して記載するよう改めた。

減価償却の耐用年数は、平成23年度決算から国税庁の耐用年数表に基づき計算を行うよう改めた。

備品は受贈を受けた物品を含め、全てに管理シールを貼付し、現物と管理台帳の照合ができるよう改めた。

今後開催するイベントでは、機構のホームページからの情報発信のみでなく、県との共催イベントは県のホームページにも情報掲載し、チラシ等もこれまで以上に多方面に配布するなど、情報が多くの県民に周知されるよう改善を図っていくこととしている。また、募集期間の途中で申込人数が少ない場合には、再度関係者にイベントのPRを依頼するなど、参加率の向上に取り組むよう指導していく。

及び緑の少年隊山梨県連盟との組織統合について（意見）

当法人を事務局とする「やまなし森づくりコミッション」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という2つの任意団体は、その事業内容や職員の勤務状況から判断して、事実上当法人と同一の主体であると考えられる。今後は組織の統合を行い、法人全体としての適正な財務諸表作成を行うべきであると判断される。

10. 株式会社清里の森管理公社

（1）法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

①定款が旧商法の規定を前提に作成されたままである。会社法への読み替えは行われるが、会社法に則した記載内容に変更すべきと思われる。

②取締役会が3ヶ月に1回以上開催されておらず、会社法が遵守されていない。

③監査役2名のうち1名は顧問税理士が務めており、内部牽制が有効に機能しないものと疑念を抱かれる恐れがある。

（2）シルバーアクセサリー教室の売上管理を改善すべきである（意見）

教室の受講料収入や物品販売収入は、講師が記入している手書きのノートに基

2つの組織はそれぞれの規約に従い長年独自の活動をしており、当機構とは目的、事業内容、会員等が異なる別組織である。このため、直ちに組織統合することは困難であるが、今後、コストの改善や組織の効率的運用に向けた取り組みを総合的に進めていく。

平成24年度株主総会で定款変更を行った。

平成24年度から定期取締役会を年4回（6月、9月、12月、3月）開催する。

監査役の2名のうち1名は設置が義務づけられた通常の監査役であるが、他の1名は、主に業務監査として取締役の職務執行や経営意思決定等の監査を行うために顧問税理士を選任している。当該監査役はコーポレートガバナンスを有効に機能していくために選任しているものであり、必要な措置だと考えている。

平成24年度からレジスターを導入した。

づき集計し、委託料を計算しているが、レジの使用や申込書の確認など、売上の裏づけ資料を残しておくことが必要と思われる。

(3) 別荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた(意見)

別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記録がない。責任の所在を明確にするため、見積書の控え等に決裁者を明示すべきである。

また、請求書の発行に際して2重チェックが行われず、控えが残されていないが、請求書が適正に作成されているかダブルチェックを行い、控えを残しておくことが必要である。

(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた(指摘事項)

別荘地一般管理契約書に表示されている共益費は、消費税抜きの金額であるが、契約書に明示されていない。また、テナントの賃貸借契約書に表示されている賃料は、消費税込みの金額であるが、契約書に明示されていない。

テナントとの賃貸借契約は、消費税込みと取り扱われても特に問題にはならないが、トラブル回避のためにも、契約書の金額については消費税の取扱を明示すべきである。

また、県との管理運営委託契約について、委託料、施設の借用料に関する対価の記載がないため、対価(無償)の記載を行い、よりわかりやすい記載とすべきである。

平成24年度から見積書の控えに、担当者名を記載している。

請求書については、複写式で連番を付した請求書を使用し、一覧表と伝票を添付して社内決裁を経たうえで発行することとした。

テナントとの建物賃貸借契約書については、平成24年4月の契約更新時に、消費税の内数を明示した。

消費税の導入以前に締結した別荘地一般管理契約については、消費税の記載がないが、消費税導入後、契約者は消費税別で管理費を支払っていることから、事務処理の煩雑さを考慮すると、現時点で消費税の取り扱いを明示するためだけに変更契約を締結するメリットはないと考える。

なお、平成元年以降、名義変更や権利譲渡等により新たに締結する契約については、「消費税別」の旨明示している。

また、県と当法人が締結している「保健休養施設「清里の森」管理運営委託契約書」第5条(経費の負担)において、管理運営業務に要する経費は当法人が負担する旨明記されている。また、第1条

(5) 自己株式の取得について取得価格が不相当と思われる(指摘事項)

平成19年度に山梨県企業局から所有する全株式を取得しているが、その取得価格は額面価格であり、一般的に用いられる簿価純資産額より低額で取得しているため、企業局が本来得られるべき利益約278万円を得られず、結果として県に対して同額の損失を及ぼしたと考えることもできる。

また、自己株式について、自己株式として所有し続けるのか譲渡するのか、今後の扱いについて正式な機関決定を行うべきである。

(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討するべきである。(意見)

県は、県所有の空地(旧4-1-1区画)

(業務の範囲)2において、管理運営する施設等が明記され、更に営業の用に供するときに賃貸借契約の対象とする施設が第6条(施設等の借受)に明記されていることから、契約書の記載は適切なものとする。

当法人は、県が整備した保健休養施設「清里の森」の管理運営を行うことを目的に設置した法人であり、県、県企業局、財産区ともに投資目的ではなく、設立に必要な資本金として出資したものである。このため、株式も非公開となっており流動性もなく配当も行っていない。

今回の自己株式の取得は、県出資法人改革の一環として県の出資比率を50%未満とするために資本等取引として行ったものであり、流動性がなく市場価格が存在しない当法人の株価の時価として、額面価格を採用した。

こうした考え方を甲府税務署に説明し、低廉譲渡の場合に売主(県企業局)に課税される寄付金課税、買主(当法人)に課税される受贈益課税ともに対象とならないことを確認していることから、適切な取引であったと考えている。

また、自己株式の取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議は、県の出資比率を50%未満とするための措置であることを説明した上で行っており、自己株式として所有し続ける旨の機関決定はなされている。

旧4-1-1区画は、平成元年のゲート位

について分譲や他の有効活用の方策を検討すべきである。

現況の不動産市況を反映すると規模が大きく総額が張る物件については動きが悪い。清里の森別荘地の区画は比較的規模が大きく、早期売却のために区画を細分化して小規模な区画として売却することも検討すべきと思われる。

また、区画の細分化が困難な状況にあるのなら規模の大きな物件についてはより大きく単価を見直すことも必要と考えられる。

(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対して十分な対応がとられていない(指摘事項)

電気工作物に対して、関東電気保安協会から、改修区分が「至急」または「急」となっている改修要請が28項目報告されており、早急の対応が必要であるにもかかわらず、抜本的な改修を行わず、当面の危険を回避するための断線等による対応となっている。

県で改修するもの当法人で改修するものに区分して、早急に改善すべきである。

(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである(指摘事項)

県から当法人への管理委託に際して、

置の変更に伴い、別荘地とセンターエリアの緩衝地として利用・管理することとし、現在その用途地として活用している。

清里の森別荘地では、外周に大型区画を配置することにより、別荘地としての良好な居住環境を提供する区画レイアウトとしていることから、既存の別荘所有者の合意も含め、区画の細分化については慎重に対応していく必要がある。販売価格については、不動産鑑定士の意見を踏まえ、適正な大型減価率補正による販売価格を設定している。

未売却の区画については、平成21年度から全国規模のリゾート広告事業者インターネット広告を委託するなど販売促進に努めており、成果を挙げつつあることから、今後とも積極的な販売促進に努めていく。

改修要請があった28項目のうち、必要性の高い7項目については対応済みである。残りの21項目については、外灯の一部や噴水設備などであり、現在使用していないことから、関東電気保安協会と協議したうえで、危険の無いよう断線するなどの措置を講じている。

また、これらの施設を含めた清里の森施設全体について、個々の施設の必要性などを検討し、県と当法人の役割を分担しながら、計画的に施設撤去や改修を進めていく。

管理運営委託契約書の備品台帳に記載

県所有の備品の貸与を受けているが、在庫が不足しているものについては、管理運営委託契約書に基づき、速やかに当法人が補充する必要がある。

(9) 別荘用地賃貸借更新契約書の更新が行われていない契約が43件存在する(指摘事項)

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新時期が到来しているにもかかわらず、更新されていない契約が43件あるため、山梨県中北林務環境事務所に対応すべきである。

(10) 対人賠償保険金額が規定の額に対して2億5千万円不足している期間が存する(指摘事項)

保険金額の増額契約の遅れにより、当法人で加入している対人賠償保険の保険金額が、「清里の森」管理運営業務仕様書の定めに対して2億5千万円不足している期間が生じた。不測の事態に備えて仕様書に準拠した、遅滞のない対応が必要であった。

(11) 係争中のテナントの収益を平成23年3月期に反映させるべきである(指摘事項)

された備品については、毎年一度、当法人で確認を行い、県に報告することとしているが、陶芸教室で参加者が日常的に使用する1点1,000円未満相当の物品の現品確認を怠っていた。今後、確認が容易に行えるよう保管レイアウトを整え、使用の都度確認を行うこととする。

なお、成型用具12点セットの不足分は、既に当法人で補充を行った。

借地借家法上、賃貸借期間満了後賃借人が土地の使用を継続している場合には、賃貸人が遅滞なく異議を述べない限り、賃貸借契約は更新されることとされており、43件の未更新者についても、継続して賃料を納付していることから、実質的に契約は更新されている。

しかしながら、契約関係を明確にするため、中北林務環境事務所では、未更新者に対して文書や電話連絡などにより更新を促しているところであり、今後とも未契約者への働きかけに努めていく。

保険料の支払い日が平成22年4月15日であったため証書の作成日が同日となっているが、契約期間が平成22年4月1日からの「1事故につき賠償保険金額3億円」の保険契約を締結しており、「清里の森」管理運営業務仕様書に定めるとおりとなっている。

平成23年3月期の法人申告で、係争中のため、テナント収入の一部を半期分のみの計上としているが、この係争は、契約そのものの紛争ではなく、使用料等の減額に関する紛争と判断されるので、使用料等の合理的な金額を見積もり、平成23年3月期決算に反映させる必要があったと思料される。

(12) 浄化槽の適正な維持管理を怠っている別荘所有者に対し、改善指導を行うべきである(指摘事項)

浄化槽の管理者は、毎年、法令に定められた回数浄化槽の保守点検を行わなければならないとされるが、220棟余りに保守点検の形跡がない。

県は公社とともに早急な改善指導を行うべきである。

裁判において、テナント側は、前契約賃貸料の半額、共益費の負担なしという条件で更新契約が成立しているものと主張し、半期分の賃貸料を納入していた。本係争は、使用料の減額に関する紛争ではなく、賃貸借契約の存否そのものについての争いであった。

平成23年5月19日に甲府地方裁判所の判決があったが、テナント側は判決を不服として控訴手続きを進める一方、当法人と訴外合意の協議を行っており、この協議が概ね整ったことから、当法人は6月13日の取締役会で合意書締結の議決を行った。議決後、テナント側は控訴を取り下げ、6月23日から27日に合意書を締結したことから、係争が解決し額が確定したのはこの時期となり、合意書による最終支払い時期も10月31日となっている。

こうした経緯から、法人税基本通達により、平成24年度決算に計上することが適当である。

当法人では県と連携し、別荘利用者による浄化槽の保守点検を徹底させるため、浄化槽法による定期点検の義務について、文書による周知を行っているほか、平成23年5月に保守点検の契約状況を調査し、7月に未契約者全員に契約締結を求める文書を送付している。この後、12件が新たに当法人を含む保守点検業者と契約を締結するなど、成果を挙げつつあり、今後とも保守点検の徹底に努めていく。

なお、再三の呼びかけに従わない者に対しては、今後、浄化槽法に関する県所管課と連携した対応も検討していく。

(13) 遺失物の管理が適切に行われていない(指摘事項)

現金や時計等、遺失物の適切な保管及び管理が行われていない事実が判明した。

①保管場所のルールが存在せず、かつ管理台帳の記載漏れが散見される

②住所や氏名等の判明する遺失物について本人への連絡等が行われていなかった

③遺失物の中には現金313円も含まれていたが、警察への届出等が行われていない。

長期にわたって放置されている物品も存在しているため、警察署への届出を含め、早急に遺失物の管理態勢の改善を進めるべきである。

(14) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である(指摘事項)

販売用資産については、期末においては各商品の実地棚卸が行われているものの、期中における各商品の受払いについては一切行われておらず、発注についても担当者の目検討に頼る部分が多い。

また、貸与用資産については、数量を管理する台帳等がなく、付番等の処理も行われていない。

従業員による不正や、資産の紛失及び盗難等を未然に防止するため、早急に資産管理方法の改善が必要である。

(15) 領収書の管理について不適切な事例が見られた(指摘事項)

陶芸教室やシルバーアクセサリー教室等で使用している領収書について、次の

また、県では毎年度、清里の森内の河川水質検査を実施し、水質に問題のないことの確認を行っている。

遺失物は「遺失物取扱要領」に対応を取り決めているが、要領が適切に運用されていない事例があったことから、社内研修を実施し、要領の内容を全職員に徹底した。今後、要領に基づいた遺失物の適正な保管及び管理を行っていく。

販売用資産については、商品の受払い簿(商品在高帳)を作成した。平成24年度から期中での棚卸しを実施する。

貸与用資産については、資産全てに個別番号を付し、数量管理のための台帳を作成した。

平成24年度から複写式の領収書を使用し、連番管理を行うこととした。

ような問題点が見受けられた。

- ①領収書の連番管理がなされていない
- ②複写式でないため控えが残っていない

(16) 清里の森音楽堂における音楽祭実行員会の納税義務が履行されていない可能性がある(意見)

清里の森音楽堂実行委員会については、法人税の納税義務の履行がなされていない可能性がある。課税当局等と協議の上、適切な対応をとることが望まれる。

甲府税務署と協議の結果、当該委員会では、平成23年度までの事業では課税対象となる実質的な利益はないが、収益活動の「興行業」としての事業を行っていることから、事務手続きを含めた適正な運営を図るため、平成24年度から音楽祭を当法人の一事業として実施することとした。

11. 財団法人山梨県富士川地域地場産振興センター

(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる(意見)

平成23年度第1回の評議員会及び理事会で法人解散の審議が行われている。当該評議員会の出席率は代理出席も含め47%(17名中8名)、理事会の出席率は代理出席も含め71%(14名中10名)であり、法人の今後を決める重要な会議にもかかわらず役員の当事者意識の欠如が見られる。また、法人内部では解散のコンセンサスはとられているが、今後の運営方針や残余財産の処分等を含めて今後も県の積極的な指導が望まれる。

本来、解散、清算及び残余財産の処分に係る意思決定や事務手続きについては、法人の自主性に任せるべきであるが、法人の設立、運営そして公益法人制度改革への対応に至る経緯から、県としても各種法令を遵守する中で、積極的に指導及び支援を行っていくこととする。

(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている(指摘事項)

利用者が貸室を使用する際に用いられる申請書等が、「施設使用規程」に定められた様式と異なっており、さらにその運

規定どおりの様式による運用に改めるとともに、必要に応じ規定の改正を行うこととする。

用の実態についても同様であった。このような事態はコンプライアンスの低下を招くリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に規定の更新を行うべきである。

(3) 固定資産の管理業務について（指摘事項）

固定資産について、現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないものがある。また、資産計上科目の間違いや耐用年数の適用間違い、償却計算の間違い等が見られる。

法人の今後の移行に当たり、所有資産を明確に把握した上で、資産価値を適正に把握し、減価償却資産台帳を整理し、固定資産の適正な残高管理を行っていくことが必要である。

また、固定資産について無償にて譲渡されているが、減価償却資産台帳上で除却処理されているのみであり、譲渡に当たっての契約書や稟議書等が作成されていない。

(4) 市場価値が高いと思われる美術品については個別管理を行うべきである（指摘事項）

当法人が所持するガラス製の作品には、過去に高額で売却された実績もあるような海外有名工芸家の制作による試作品も存在する。しかし、当該試作品については作品一覧表等の管理は行われておらず、その所持点数も定かではない。現在の管理体制では作品の紛失リスクは高いと考えられるため、これらの海外有名工芸家の作品については写真を撮ったうえで作品ごと個別に管理を行うべきである。

また、費用にもよるが、どの程度で評価すべきか鑑定し資産計上することが望

減価償却資産台帳や備品台帳の整理を行い、適切な固定資産等の管理を実施している。

財産の取得・処分については、その意思決定に係る書類を作成し処理した。

試作品ごとに写真撮影の上リストを作成し、適切な管理を行っている。

ガラス工芸専門の学識者（大学講師）から、当該作品はワークショップ時の試作品のため資産価値の確定は困難であり、市場での取引対象外の作品であるとの意見を得ている。

なお、試作品ごと写真撮影のうえリストを作成し、適切な管理を行うこととした。

ましい。

(5) 物品要求書及び支出負担行為伺票の検収確認に不適切な処理が見受けられる(指摘事項)

平成22年度末の未払金に計上のある2件の物品等に関し検収の確認がなかった。未払金計上の妥当性を立証する上でも適切に処理することが必要である。

(6) 証券会社への預け金が簿外となっていた(指摘事項)

平成22年度決算において、証券会社への預け金426,231円について貸借対照表に未計上となっており、財産目録への記載も漏れていた。予定されている法人の解散等の移行時における正確な財産額計算のためにも資産管理は厳格に行うべきである。

(7) 平成21年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した(指摘事項)

平成21年度決算において決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると史料される。

12. 財団法人小佐野記念財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた(指摘事項)

①理事会及び評議員会が会議の途中で合同開催されている。

業務運営の決定機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評議員会とは

納品書や請求書への検収者の署名・押印を徹底した。

当該預け金は過年度損益修正益として処理した。

退職給付の必要額に過不足がないよう、退職手当引当金や特定資産に計上し適切に処理した

平成24年4月の公益財団法人制度への移行後は、理事会、評議員会を別々に開催する。なお、平成24年度第1回の理事会、評議員会は別々に開催した。

その機能が異なるにもかかわらず、実際には合同開催され、ガバナンスが有効に機能していない。

②両機関の議長が専務理事であり、寄附行為の規定と異なる。

寄附行為上、理事会の議長は理事長が務めると規定されているにもかかわらず、実際には専務理事が務めているのは寄附行為違反である。

③通常理事会の開催は年2回であるが、内1回は書面での開催である。正式な理事会の開催が望まれる。

寄附行為に従い、理事会を年2回開催しているが、そのうちの一回は書面での開催となっている。適切な法人運営のため正式な開催を行うべきである。

④各種事業の結果が理事会・評議員会で報告されるのみであり、事後承諾し追認されている状態である。

事業実施における理事会の関与が事業計画の承認と事後的な追認に留まっている。業務運営の決定機関である理事会の地位に鑑み、より積極的な関与をすべきである。

⑤助成事業やコンクールの審査に当たり、運営委員会等の審査組織が存在しない。審査組織を設け外部の有識者等をメンバーに入れ、審査の客観性をより担保することが必要である。

(2) 助成金制度の周知活動を更に行う必要がある(意見)

国際交流活動を行う事業者に対して助

公益財団法人移行後の定款において、業務執行理事(移行前の専務理事)が理事会議長を務めることができる規定を定め、これにより代表理事以外の者が議長を務めることができることになっている。

公益財団法人移行後は、書面開催を除き、年2回理事会を開催することとしている。

各種事業は、その内容等につき「年度計画」として理事会、評議員会により審議され、承認を経たのちに、事務局を中心に実施している。理事会の審議が事後的な追認に留まっているとは考えていないが、事業運営についての理事の関わり方をより実質的なものとするため、臨時の理事会を開催、報告するなど必要に応じて対応していく。

2つのコンクールについては、運営委員会等の形式ではないが、外部有識者等が審査にあたっており、審査の客観性は保たれていると考えている。ただし、審査の客観性をより担保するため、審査基準を策定するなど、助成制度も含めて検討している。

ホームページや国際交流センターのメ

成金の交付を行っているが、支給件数が少なく、制度についてさらに周知活動を行う必要があるとともに助成事業の位置付けについても検討する必要があると思われる。また、電話等での問い合わせについてヒアリングシート等は特段作成されていないため、記録を残し、資料として整備されることが望ましい。

(3) 小中学生を対象とした作文コンクールの参加総数等が少ないと感じられる(意見)

毎年県内の小中学生を対象として主催している作文コンクールについては、参加学校数及び応募総数を増やすために何らかの施策を検討することが必要ではないかと思われる。

(4) 運用利息に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきである。また、周年事業積立金についてはその積立目的等を明確にすべきである(意見)

基本財産収入に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきであると考えられる。また、特定資産の部に計上されている周年事業引当資産については、積立の目的を明確化するとともに、取扱要領の作成を行うことが望ましいと思われる。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(1) 領収書の管理について(指摘事項)

①領収書の各葉に連番が付されておらず、連番管理が行なわれていない。市販の領収書を使用する場合は使用開始前に

ーリングリストに加え、各市町村や市町村国際交流協会等への直接通知を行うなど、更に制度を周知する工夫を行っていく。また、電話等での問い合わせに関しては記録簿を作成する。

国際理解教育・活動に熱心に取り組んでいる学校あてに直接児童・生徒のコンクールへの参加について促すなど、応募者数を増やす取り組みを実施する。

運用利息に対する事業費の割合は平成22年度から改善済みである。周年事業引当資産の取扱要領については、他財団の取り扱い等を参考に平成24年度中に策定した。

領収書に連番を付し、領収書が抜き取られないよう連番管理を行った。

連番を付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行なうべき。

②書き損じ領収書の廃棄処理が行なわれている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。

③領収書の発行要件を満たした未発行の領収書が領収書綴りに残置されている。今後、発行する予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。

④使用済み領収書綴りの中の未使用の領収書について社判（角印）が押印され、使用可能な状態となっている。今後、使用する予定がない場合は、社判が押印された未使用の領収書を残置せずに、使用不可能な処理を行なうこと。

（２）平成２２年度の財務諸表の記載等について（指摘事項）

①貸借対照表の法人税及び消費税の未払金は、未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目を使用して、他の科目と独立して表示すべき。また、残高が０の勘定科目は財務諸表から削除すべき。

②貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載洩れ及び記載の間違いが見られた。

③財産目録は、事業年度末における全ての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載する必要

書き損じの領収書は廃棄処理をせず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付した。

今後発行予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付した。

社判が押印された未使用の領収書は残置せずに使用不可能な処理を行った。

平成２３年度の決算書からは、消費税の未払金等は、当該科目を使用し、他の科目と独立して表示した。また、残高が０の勘定科目は財務諸表の科目から削除した。

平成２３年度決算書からは、「財務諸表に対する注記」に、記載洩れのあった「有価証券の評価基準及び評価方法」を記載するよう改善した。また、今後は、記載間違い等のないよう確認を徹底する。

平成２３年度決算書からは、財産目録に、事業年度末の全ての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等

があるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(3) 会費負担の公平化について(意見)

法人の当期収支差額が黒字化すると山梨県は会費の負担を行わないこととなっているが、予算算定時において適正な支出の見積りを行なうことにより、県の会費負担が生じることとなる。現状では県が負担すべき会費を会員の各市町村が負担している状況にある。年度の予算計上時における事業量の把握や見積りの精度をより一層上げることにより、県を含めた各会員の負担を公平化すべき。また、予算作成時の精度により会費負担の不公平が生じないように、補助金交付要綱の改正も検討すべきと思われる。

(4) 売買契約の手続きについて(指摘事項)

農業用廃プラスチックの売却にあたり契約書の締結は行われているが、販売単価の決定に当たり、当初取得した見積書が現在の売却価格と異なっており、価格改定後の見積書の取得を怠っている。売買契約書に記載している通り売却価格の改定が行なわれる都度見積書を事前に入手し、取引価格の妥当性を検討すること。

(5) 単独随意契約の在り方について(指摘事項)

当法人のトイレ改修工事を基金出資団体である全農山梨県本部に委託しており、その契約形態は単独随意契約であったが、その工事の内容からして特定の者との契約が求められるものではなく、公平性、透明性の確保のためにも競争入札等の方法を選定すべき。

(6) 契約電力量変更の手続きについて

を詳細に記載するよう改善した。

平成25年度からは、県の業務量に基づく負担割合により、負担金として支払うこととする。

売買契約書に価格改訂後の見積書を新たに添付した。今後は、売却価格の改定の都度、取引価格の妥当性を検討し、適正価格による販売に努めていく。

今後の工事契約は、工事内容に応じて、競争入札や見積もり合わせを行い、公平性、透明性の確保に努めるなどの改善措置を講じていく。

(指摘事項)

リサイクル製品製造部門の廃止に伴って製品製造設備の稼働はほとんどなくなったため、消費電力量は減少したが、契約電力量の変更が半年間遅延したことで、約 36 万円の経費削減が損なわれた。

(7) 消費税修正申告時の処理について
(指摘事項)

各市町村からの負担金収入の課税売上計上漏れに起因する、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 期分の消費税修正申告税額に相当する金額について、各市町村に後日請求していたが、当該処理は誤っており、更なる課税漏れを発生させてしまっていた。結果として、税額 45,100 円が消費税の申告漏れとなったままとなっており、再度消費税の修正申告を行なうこと。

(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上について (指摘事項)

廃プラスチック回収袋は年間を通して販売しているため経常的に在庫は存在するが、毎期決算において当該資産棚卸資産として未計上となっていた。期末棚卸資産として計上すべき。

(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却の検討について (指摘事項)

固定資産の現物実査の結果、所在不明となっている資産が確認された。後日、法人より資産の存在について確認がとれた旨の報告を受けた。固定資産の管理は適切に行なわれるべきであり、また、現在稼働を停止している工場に係る資産については、今後全く稼働が行なわれる見込みがないのであれば、売却等も検討すべきと思料される。

今後は、消費電力量を注視し、契約電力量の変更等に柔軟に対応していく。

消費税の申告漏れについて、甲府税務署に相談したところ、時効が成立していることから修正申告は必要がないとの回答を得た。

今後は、申告漏れのないよう、適切に処理を行っていく。

平成 23 年度決算書からは、回収袋の棚卸しを行い、決算書の財産目録に計上し、適正な財務諸表を作成した。

固定資産管理台帳と現有資産を突合し、資産管理票を作成し、誰でもわかるように資産管理の明確化を行った。また、停止している工場に係る資産については、今後の廃プラスチックの再利用環境の変化にともない稼働の可能性もあるので、慎重に対応していく。

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(1) 指定管理以外の収入及び支出について（指摘事項）。

県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けているが、この収支決算に指定管理契約に関連しない収入及び支出が含まれている。指定管理のみに係る収入及び支出を報告すべきである。

(2) 人件費に関する表示金額について（指摘事項）

平成22年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成23年度の収支予算書の各書類間において人件費に関する配賦について不整合が生じている。移行認定申請書の配賦割合が正しいとのことであるから、平成23年度の収支予算書の表示金額を訂正することが必要である。

また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。

(3) 財務諸表に対する注記の記載間違いについて（指摘事項）

平成22年度の財務諸表に対する注記について次の項目に記載間違いがある。

- ・重要な会計方針の(4)引当金の計上基準
- ・基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(4) 県立八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入確認について（指摘事

当初、本事業が基本協定書第4条の自主事業に該当するものと理解していたが、認識が誤っていたため、理事会で修正承認を受け、平成23年度から会計を分け処理を行なうこととした。

平成23年度収支予算書は平成24年2月27日の理事会及び評議員の議決により修正済みであり、移行認定申請時の配賦割合で会計処理を行なった。

また、平成24年度の人件費の配賦割合は移行認定申請時の割合としたが、今後、配賦の対象となる担当者の各業務時間を分析し明確な根拠を設けることで、人件費の配賦を適正に行なっていく。

いずれも、平成23年度決算報告から修正した内容で記載した。

項)

当法人は、県立八ヶ岳牧場の指定管理者として、生産者から牛の預託事業を行っており、預託の条件として家畜共済への加入を義務付け、その事実を家畜共済加入証明書によって確認しているが、確認が不適切な事例が見られた。

①追加して預託された牛の共済加入確認が行われていない。

②共済加入期間が預託期間より短いものが見られた。

(5) 県立八ヶ岳牧場における預託家畜の事故等に伴う損害賠償責任について (意見)

預託した家畜に生じた事故等による損害は家畜共済の共済金や当法人の見舞金により一部補償される。指定管理の基本協定書には管理業務における指定管理者の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を規定している。しかし、当法人と預託者との間でどのような損失の負担が生じるのか具体的な規程や契約は存在しない。規程類の整備や契約によりその損害についての負担の取り決めを事前に行うべきである。

(6) 県有備品の早期更新について (意見)

当法人の固定資産には耐用年数を相当年数経過したものが存在し、それに係る毎年の修繕費は法人の経営を圧迫している。山梨県としても、県有備品である当

家畜共済は農家ごとの包括共済であり、追加預託牛も含め、共済加入者の飼育する全ての牛が加入することとなるが、再度家畜共済加入証明書で確認することとした。

包括加入のため、共済加入期間は自動的に更新されるが、更新後の家畜共済加入証明書を入手し確認することとした。

家畜の事故等による損失は家畜共済で補償されるべきものであると考えている。預託者にも事故の補償は自己が加入している共済で行なうことを周知している。見舞金はあくまでも見舞いであり、家畜の損失を補償するものではない。また、家畜共済の契約は加入者の自己責任において決定され、掛け金に応じて、給付共済金の額が異なることは当然である。しかしながら、家畜の死亡及び廃用等の事故が発生した場合のトラブル等を無くすために、利用承認書などに注意事項を明記することとした。

県有備品を適正に使用し維持管理に努めるとともに、更新が必要な備品については更新計画を立てる中で検討し、修繕費の軽減を図っていく。

該機械の更新を早期に実現し、修繕費の負担を正常な状態にする必要があると考える。

(7) 県立まきば公園の指定管理に係る委託料の支払方法について(指摘事項)

基本協定書では委託料は4回の均等支払によることが規定されているが、実際はそうになっていない。

基本協定書の第10条第3項で、委託料は毎事業年度の4月・7月・10月及び1月の4回に均等に支払うこと、第38条で、委託料の額及び支払い方法については年度協定で定めることと規定されている。しかし、年度協定では4回の支払い額が異なっていたため、平成24年度からは、基本協定書に則り、均等払いで執行していくこととし、協定を締結した。

(8) 固定資産台帳の不備について(指摘事項)

建物の固定資産台帳に減価償却による減少額が記帳されていないもの、千円単位で記帳されているものがあった。また正味財産増減計算書の減価償却額と台帳を基に作成された減価償却計算表の減価償却額が異なっていた。

平成23年9月、固定資産台帳の修正を行った。

(9) 法務局備付建物図面について(指摘事項)

同一地番内に建っている2つの建物があるが、法務局備付の建物図面の位置が実際の位置と南北が逆になっている。

平成24年10月、登記図面の修正を行った。

(10) 県立まきば公園のふれあい動物の管理について(意見)

現在、県立まきば公園には県有財産の動物と当法人所有の動物が混在しているが、法人所有の動物のうち台帳がないものがあった。また、法人では貸与、預かり、贈与、購入等の取引を行っており、その場合の取扱いについてのマニュアル等を作成すべきと考える。

動物台帳が無いものは整備した。また、動物の取引については、県の基準に準じたマニュアルを作成した。

(11) 管理不備の固定資産について(指摘事項)

固定資産の管理に不明瞭なところが見られる。

①検査診断室の備品について所有管理者が不明である。

管理者不明の備品については、すべて協会所有のものであったので、備品台帳を整備しシールを貼付した。

②備品シールの貼付洩れが散見される。

県の備品と区分けを行い、シール洩れを改善した。

③工事請負費のなかに資産に計上すべき物件がある。

該当の工事2件は、工事金額が高額であるため、平成24年度から固定資産台帳に記載し管理することとした。

(12) 薬品等の貯蔵品の管理について(指摘事項)

貯蔵品の管理状況に不備があるので改善が必要である。

①貯蔵品の実地棚卸を行っていない。

貯蔵品(薬品を含む)については、定期的(年間2回)に実地棚卸を実施することとする。

②薬品の保管庫に施錠がなく、毒物劇物の管理等に問題がある。また、長期間使用していない薬品については、適宜廃棄処分等の措置を講ずる必要がある。

保管庫に鍵を付けるとともに内部管理要綱や在庫リストを作成し管理を徹底した。また、長期間使用していない薬品については廃棄処分をした。

(13) 法人金庫での保管について(指摘事項)

当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳6本(預金残高総額192万円)を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行なうべきである。

個人の通帳は全て返却した。

(14) 撮影等に牧場を使用させる際の

使用料について（指摘事項）

当法人では、県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影や催し会場等として外部の者に使用を許可し、それに係る使用料を徴収している。しかし、その使用料の請求額に細かな定め等は存在せず、担当者個人の判断に委ねられている部分が多い。当該牧場草地は言うまでも無く県民の財産であり、その使用料の金額については一定のルールが定められることが必要である。

15. 社団法人山梨県畜産協会

(1) 法人組織運営について不適切な事例が見られた。

①収支計算書の承認について（指摘事項）

当法人は財務諸表を公益法人会計基準（平成20年新基準）に基づき作成しており、収支計算書は財務諸表の範囲外とされているため、総会に提出していなかった。しかし、現在の定款第47条では、総会で承認を受けるべき決算書として記載されているため、通常総会での承認が必要である。

②財務諸表について（指摘事項）

総会議案書に参考諸表として各会計の財務諸表を提出したが、特別の積立金会計の財務諸表のみが欠落していた。

(2) 平成22年度の財務諸表に改善すべき点が見受けられた。今後は、公益法人会計基準に準拠した作成を行うことが必要である。

①財務諸表に対する注記について（指摘事項）

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の記載がされていない。

撮影等に牧場を使用させる場合、人や車輛の進入に伴い、牧草地は損耗し、また撮影中には牧場管理作業を中止するなど、協会としても負担となってきたことから、使用者から協力費の名目で一部負担をいただいていた。牧場での撮影行為は目的外使用となることから、撮影等に使用することは原則として認めず、使用料は徴収しないこととした。

平成24年4月1日より公益社団法人へ移行し、定款を変更した。変更後の定款第34条において、総会で承認を受けるべき決算書として貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書、財産目録を記載し、今年度の総会においてこれらすべての書類を提出し、承認を得た。

同上

平成23年12月19日に開催した臨時総会において、平成23年3月31日現在の満期保有目的の債券の内訳並びに

②財産目録について（指摘事項）

記載が貸借対照表とほぼ同様であり詳細な内訳が不明瞭である。

（３）肉用子牛生産者補給金制度に関連した２会計について（意見）

過去の借入金返済のため徴収した特別の積立金及び、積立金返還時の所在不明者分等の償還円滑化積立金について、長期にわたって残高が固定化している。

両資金は、業務規程において、目的以外の処分は禁止されているが、理事会の議決と県知事の承認により、他会計への繰入は可能なことから、長期間滞留した資金を処分することも必要と思われる。

（４）関連する任意団体の事務について（意見）

事業内容に応じて任意団体と当法人との間で委託契約を締結し必要経費は請求しているが、団体が行う事業の企画、運営、経理処理等の総務業務を行うのに係る人件費は当法人が実質的に負担している状況にある。

各団体が独立して運営されるのなら総務人件費の負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。

（５）肉用子牛生産者補給金制度に係る子牛登録手数料について（指摘事項）

肉用子牛生産者補給金業務における子牛登録手数料について、理事会の議決に

帳簿価額、時価及び評価損益を総額で記載した内容に修正し、承認を得た。

今後は、公益法人会計基準に基づき、財務諸表の作成を行っていく。

同 上

業務規程に基づく手続きにより、資金の繰入を実施して、滞留資金の処分を検討したい。

任意団体の収入財源は、会費収入及び中央団体からの委託・補助事業費である。特に会費を徴収していない団体にあつては、補助金の用途は限定的であることから、畜産協会への人件費の支払は難しいと考える。

今後、各任意団体の意向を確認するとともに、中央団体と協議を行ないながら、当法人との一体化等について検討を重ねていくこととしたい。

算定根拠は作成済みであり、今後、理事会に報告予定である。

より、業務規程に基づく実費相当額を徴収している。当該事項に係る理事会議案書に、税務上収益事業に該当しない旨記載されているが、税務上の問題にとどまらず、契約生産者に対する説明責任を果たす上からも、算定の根拠を用意することが必要である。

(6) 予防接種ワクチンについて（指摘事項）

予防接種ワクチンを指定獣医師に供給しているが、ワクチンは畜産協会の所有でありその管理義務は当法人にあるので、各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するために、受払簿を作成する必要がある。また、各獣医師の保管状況の確認も必要である。

(7) 緊急防疫対策準備積立金の有効活用及び取扱いについて（意見）

特定資産に計上されている2,504,346円の準備積立金の運用については、明確な定めがない状況である。どのような事態が発生したときに取り崩しを行うのか、その際想定される金額はどの程度かといったことについて取扱要領を整備する必要があると思われる。

(8) 賞与引当金の計上について（意見）

賞与引当金の計上が行われていないが、費用と収益の期間対応の適正化を図るため、支給対象期間の内で当期に帰属する支給見込み額については、每期継続的に計上することが、会計基準に則した処理であると考えられる。

ワクチン受払簿を作成し獣医師と毎月連絡をとり、ワクチンの使用及び保管状況を確認しながら受払簿に記載して、ワクチンの保管状況の把握に努めている。

伝播力及び病原性の強い家畜伝染病が発生した際、緊急時の対応に、本積立金が円滑に活用できるよう家畜畜産物衛生指導業務規定の改正を行なうとともに、積立金を活用する際の、目的や目的取崩しの要件等を定めた取扱要領についても併せて作成することとしたい。

平成24年3月の理事会において賞与規程を策定し、当該規程に定められた支給の時期、支給対象期間に基づき、每期計上するように改善した。

16. 財団法人山梨県体育協会

(1) 評議員の評議員会への出席率が低

調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである。(指摘事項)

評議員会は法人組織上、理事会への諮問・審議・助言機関であり、本人の出席が低調な状態ではこれらの役割が果たせず、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。

公益認定を受けた後は、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められる。

(2) 植栽管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる。(意見)

小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場の植栽等管理業務委託を外部委託しており、業者の選定にあたっては指名型プロポーザル方式による入札制度を導入している。

1社のみ応募であっても選定作業を行い、採点を行っているが、1社の場合は委託料の提案価格が設計書の見積り価格以下であればそのまま契約し、設計書の見積り価格以上であれば再見積の上契約を行っている。1社のみ応募の場合、評価の絶対的基準を設けて選定作業を行うべきであり、得点が低い場合は改善を促し、再提案を受ける等の手続きを行うことを検討すべきである。

プロポーザル方式による入札制度を採用しているため、見積り価格が最も低額な業者の選定に至っていない。業務の内容から考えるとプロポーザル方式によらず、一般的な入札制度を採用することを検討すべきである。

プロポーザル方式による入札制度において、提案は文書で提案することが原則

評議員会や加盟競技団体理事長会議、市町村体育協会事務局長会議などにおいて、評議員の推薦にあたっては、移行後の公益法人制度における評議員の役割、重要性、出席義務等について説明し、各加盟団体において評議員会に出席できる者を推薦して頂いている。

また、評議員会は、理事会の決議で開催が決定するため、事前に全評議員に対して評議員会の日程について連絡し、出席率の向上を図っている。

植栽管理業務の委託については、指定管理者制度の趣旨に沿って、より効率的、効果的な業務を実施するためプロポーザル方式を導入した。また、複数年契約による経費削減のため、指定管理期間の5年契約としているため、次期指定管理において指定管理者に選定された場合に、今回の意見を踏まえ実施方法を検討する。

ではあるが、提案内容の中には文章でうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対し質問すべき内容もあると思われる。審査にあたっては、ヒアリングを実施すべきである。

委託業者の指名にあたっては28社を指名し、14社が辞退している。指名された14社は共同企業体等を形成して指名参加しているため、参加業者数は7社に留まり、競争状態になったのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うなら、複数の業者の参加を受け、競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。

1業者の参加では競争性がなく、これらの目的が図れないこととなる。単なる入札制度では業者間の価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことが必要になり、当該制度を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われるため、入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

(3) トレーニングルームの利用にあたって徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである。(意見)

山梨県都市公園条例では施設の利用料金の額を具体的に定めているが、登録料500円は記載されていない。当該登録料は初回の利用者講習会の費用とのことであるが、初回の利用登録時に「トレーニングルーム利用者証」を発行しており、また、当該利用者証を紛失し、再登録時に500円を徴収していることを考えると、登録料は実態としては発行手数料と

指定管理者の自主事業として、トレーニングルーム使用に伴う初回講習を行い、受講の証明として「トレーニングルーム利用者証」を発行している。

なっているものと思われる。発行手数料と考えると初回登録料及び再登録料の徴収は条例に記載がないことから条例違反となる可能性があるため、県条例との整合性を検討すべきである。

(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた。(指摘事項)

特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する必要があるが、当法人の総括表には内部取引消去欄が設けられていない。

貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならぬとされているが、その記載が金融資産を除き貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性が生じる。(意見)

現在回数券の発行の対象となる施設は陸上競技場、アイスアリーナ、トレーニングルーム、トレーニングルーム(セフト利用)、クライミングの5種類である。

当法人では期間損益のより適正な把握のため、販売したが使用されていない回数券の残量を把握し、平成20年度から当該金額を前受金に計上している。しかし、回数券を紛失したり、長期に利用を失念され放置された回数券があると、その分だけ残数が年々増加することとな

正味財産増減計算書総括表において、内部取引については、内部取引消去欄を設け、内部取引消去を行った。

平成23年度決算から貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」については、会計基準に則り作成した。

財産目録については、平成16年度基準の様式に従い、内訳を記載した。

回数券については、繰り返し利用する者の負担軽減や継続的な利用の促進に有効な手段であることから、導入してきた。

平成24年11月1日より、回数券に有効期限を設け、期限が切れたものについては速やかに収入処理を行い、前受金減少に努めていく。

る。

長期間使用されず、長期に滞留している回数券が管理できない状況にあるため、回数券ごとの適切な管理を検討すべきであり、当該回数券については一定のルールに従い雑収入計上するとともに、落帳処理することが必要である。

(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである。(指摘事項)

小瀬スポーツ公園では当法人の自主企画事業として有料の各種スポーツ教室を開催し、また、スポーツ指導者研修会を行っている。参加者名簿の作成や収納事務等の管理業務が各担当者に委ねられており、統一的な様式による管理が行われていない。効率的な管理を行うためには様式を統一すべきである。

有料の各種スポーツ教室等の参加者から参加費として現金を受領し、領収書を発行しているが、領収書はワープロで作成したものであり、連番管理もされておらず、領収書の控えもない。体育協会の領収書によって連番管理を行い、現金の管理体制を整備すべきである。

(7) 体育史の在庫計上金額について間違いがある。(指摘事項)

山梨県体育史を作成し、残部を貯蔵品として計上しているが、体育史の頒布価格を貯蔵品の帳簿価額として計上している。頒布価額ではなく、当該体育史の作成費を貯蔵品の帳簿価額とすべきである。

(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない。(指摘事項)

国体等の参加に際して、統一のネクタイやワッペンを作成したものが年度末に

収納事務等の管理業務については、統一的な処理方法を定め行うこととした。また、名簿については、教室、イベント、講習会など区分を設け、区分内を統一様式とした。

領収書は、領収書と領収書控えを1枚用紙で作成し、事業毎の番号を設定し相互に連番を記載し、切り取り部に割り印を押している。

また、受付名簿にも領収書番号を記載し、現金と突合する体制とした。領収書の控えについては、受付日毎に名簿に添付し保管している。

平成23年度決算より、制作原価により計上した。

平成23年度決算より、貯蔵品として計上した。

在庫として残っていたにもかかわらず、貯蔵品として計上されていなかった。

受け払いの管理も行っており、残高も把握できることから、当該在庫を貯蔵品として計上すべきである。

(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである。(指摘事項)

山梨県体育協会と競技団体が日本体育協会に対する寄付金を集め、競技団体が集めてきた金額の90%を競技団体に対して補助金として交付しており、山梨県体育協会が集めてきた金額の95%は協会の事業費へ充てている。

寄付金控除のために、後日体育協会が本領収証を寄付者に送るとともに、仮領収証を回収することとなっているが、現状では相手方が自主的に返送してきた以外の場合は仮領収証が回収されていなかった。

寄付金控除のためには正式な体育協会の本領収証が必要であるために悪用されることはないと思われるが、規定どおり仮領収証を回収すべきである。

(10) 年度末購入の物品のうち貯蔵品計上すべきものが見られた。(指摘事項)

年度末にプリンターのトナー、文房具等を購入しているが、購入品のうち、実際に使用していないものについては貯蔵品として計上すべきである。また、期末に印刷業者から納入された平成23年度主要行事予定表や各施設回数券及び期末に仕入れた灯油・A重油代等も貯蔵品に計上されていなかったため、貯蔵品として計上すべきである。

(11) 謝金規定の整備を行うべきである。(意見)

国体選手の健康証明の他、医科学セミ

本領収書を送付する際、返送用の封筒を同封し、全ての団体及び個人から仮領収書の回収をした。

法人税基本通達(消耗品費等)2-2-15を参考にし、平成23年度決算において、貯蔵品として計上しなければならない灯油・A重油等について期末の残高を貯蔵品として計上した。

平成24年度中に、規程を整備し、平

ナー、アンチドーピング講習等、種々の講習等で謝金を支払っているが、謝金規定等の根拠に基づいて支払っているわけではない。

医師の報酬としてはかなり低廉で、ボランティア要素が強いとはいえ、将来における担当者の交代等も考慮すると何らかの謝金規定の整備を行うべきである。

(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

固定資産の実地調査をしたところ、備品シール等による備品の管理は行われていなかった。備品シール等の手段により適切に備品の管理を行う必要がある。

(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる。(指摘事項)

消費税申告において、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行われておらず、修正申告が必要と思われる。

(14) サービス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである。(指摘事項)

サービス事業特別会計の収益項目はレストラン経営による収益、自動販売機の売上手数料、仮設売店売上手数料、スケート靴貸出売上手数料、八代射撃場の利用者が任意に加入する射撃場保険料手数料、自動販売機設置者が本協会に収める事業協力金等であり、これらの業務において計上されている人件費は直営レストランの従業員の人件費のみある。

業務を行うにあたり、総務業務を行う協会職員がいるものと思われ、それに係

成25年度から施行する予定。

固定資産については、平成23年度期末の現物確認時に、備品管理シールを貼付した。

また、固定資産台帳の補助簿として、会計ソフト(PCA 減価償却)へ登録し、固定資産の管理を徹底した。

顧問税理士事務所で、精査したところ、補助金等の特定収入割合は5%以下であり、補助金等の特定収入に係わる課税仕入れ等の税額計算は不要であるため、消費税の税務申告に誤謬はなかった。

公益法人移行に伴い、公益目的事業会計と収益事業等会計、法人会計を明確に区分する必要があることから、移行する平成24年度から収益事業等会計として、サービス事業に関わる職員の人件費等を、業務従事割合により金額を配賦することとした。

る人件費はサービス事業会計の中に適正に反映させるべきである。

また、この会計は収益事業に該当するため、法人税等の申告対象であり、人件費を計上することにより税額負担を軽減が可能であった。

(15) 指定管理料の算定にあたりサービス事業特別会計を含めることを検討すべきである。(意見)

サービス事業特別会計の事業は指定管理者の費用と責任において実施する自主事業としての位置づけであり、指定管理業務の範囲からは除かれているため、県の指定管理料は施設管理事業会計のみで収支計算をしている。

事業の内容を見る限りにおいては単独で経営が成り立つものではなく、施設管理業務である施設管理事業に付随した事業と思料される。

結果としてではあるが、平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたってはサービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

(16) 小瀬スポーツ公園の収支予算と収支決算において差異が生じている支出項目が見られるため、現在の実績を考慮し、事業計画の作成をする必要がある。

(意見)

小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、事業計画時の収支予算と実績に多額の差異が生じている支出項目(人件費、水道光熱費、管理委託費、修繕費、その他経費)があり、事業計画の積算根拠が実態と乖離していると判断される。

事業計画と実績との乖離が大きいと、

現行の指定管理者制度においては、サービス事業特別会計事業は、自主事業に位置づけられており指定管理事業には含めていない。次期の指定管理者募集に向け、自主事業の取扱いについて検討を行う。

指定管理者から収入状況等を考慮した事業計画が提案され、県と指定管理者で協議を行い、年度毎に協定において指定管理料を定めている。

結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるので、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

修繕費に関して毎年事業計画外の支出をしていることは、既存の施設・設備等の耐用年数が経過していることに起因していると思われる。県が大規模修繕を行うことにより、指定管理者の毎年のランニングコストを減らすことができるのではないと思われる。このことは指定管理料の削減を図ることに繋がるので、県予算との関連もあるが、費用対効果を分析し経済効率性の観点から検討すべきものと思料される。

その他の経費のうち法人税の納税額のもととなる利益を生む原資には県の指定管理料が含まれており、当該金額が県から国等へ納入されたことと同じことになるとと思われる。

(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてではあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)

施設管理業務とサービス事業は収益事業であり、当該事業における利益金額は高額である。(平成18年度から平成22年度の5年間の収益事業における利益の累計は376,608千円であり、そのうち施設管理業務は264,114千円である)

事業計画において、収入を過小評価し経費を過大評価するならば、必要とされる指定管理料は増大し、結果として利益が生じる。協会の経費削減努力を考慮しても、利益金額は多額であると思料される。結果としてではあるが、施設管理業務に帰属する部分については、指定管理

県は指定管理者と協議を行い、実績を考慮した事業計画を承認し、指定管理料を定めている。

料が過大ではないかと判断される可能性は否定できない。

また、指定管理料は年々圧縮されているが、利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

(18) 現金及び領収証の管理が不適切である。(指摘事項)

小瀬スポーツ公園内の事務局、体育館、アイスアリーナ、武道館の4ポイントにおける現金及び領収証の管理状況を確認した。

①事務局

事務局受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用の現金の実際現金有高と計算上の現金有高に差異が見られ、実際の現金有高が1,100円不足するという結果となった。

事務局奥にある金庫内の現金はプールのロッカーから回収したものであり、収納後に金融機関等に預け入れられることなく、小口現金とは別に、法人内での両替用に利用されているとのことであったが、当法人の会計規定第25条に反していると判断される。当該規定が実務上業務の円滑な遂行を阻害しているのであれば、規定は改正等を行っていくことが必要であると判断される。

また、金庫内の封筒から現金900円が発見され、これについては実査時点において収入として計上されておらず、簿外現金となっていた。

事務局受付窓口における領収証の管理状況について確認を行った結果、机引き出し内に渡し漏れの領収証が放置されていた。そのような領収証は書き損じの領収証と同様にバツ印等を付した上で領収証綴りの控えとセットで管理すべきである。

現金及び領収書の取り扱いについて、内部で統一的なルールを作成し、職員に周知徹底した。

拾得物は、遺失物法に基づいたマニュアルを定めており、これに基づいた処理を行うことを徹底した。

②体育館

物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていなかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には特段行っていないとのことであった。

ノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額を突合した結果、実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額の全てが異なるという極めて不適切な結果となった。さらにコピーサービスにより収納した現金は空き缶に無造作に入れられた状態で保管されており、その保管状態についても問題があると言わざるを得ない。

また、手提げ金庫内に体育館での遺失物として現金1,010円が保管されていたが、1ヶ月以上の期間にわたり特段の処置がなされていない状況であった。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第4条に基づき警察への届出等の処置を講じるべきである。

その上、手提げ金庫内の別封等に体育館受付において発生した現金過不足がプールされており、当該現金は完全に簿外であった。現金の管理に対しては基本的な部分から早急に見直す必要がある。

体育館窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書への付番は前もって行われておらず、発行の都度行っていた。事故を防止するためにも領収書への付番は前もって行う必要がある。

また、利用者から領収書の発行について希望がない場合においても発行を行い、直後に控えを残して破棄しているとのことだが、通常の手書き領収書の処

理に準じて、控とともに保管を行うといった管理方法が適切であると考えられる。

③アイスアリーナ

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品貸与、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足はなく、現金収納の管理は適正であった。

アイスアリーナ受付窓口における領収書の管理状況について確認をした結果、適正であった。

④武道館

物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていなかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないとのことであった。

武道館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。ノートに記載されている現金収納と領収書控えについて、合計金額は一致したものの、ノート上の収納件数と領収書控えの枚数が一致しなかった。武道館受付においては領収書不要の申し出があった際にも領収書の発行を行い、直後に控えを残して破棄しているとのことであったが、その時に複数の取引をまとめて領収書の発行を行っていた。領収書はその取引の事実に基づいて発行が行われるべきであり、前述のような簡便的な処理は例外処理としてすら認められるものではなく、早急に是正されるべきである。

⑤全体

現金実査等の監査結果は上記のとおりであったが、現在法人内でその取扱いルールの統一等がなされておらず、全体と

して現金及び領収書の管理に不適切な事例が散見された。

現金及び領収書の管理については基本的なところから見直し、日々の残高確認はもちろんのこと、後日においても検証が可能となるように法人内で統一のルールを作成し、それが確実に運用されることが強く望まれる。現在の状況は極めて不適切であると判断され、早急に改善される必要がある。

(19) スポーツ傷害見舞金基金については、県等への返還を検討すべきである。

(意見)

当法人では各種のスポーツ大会に参加した選手等で負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を円滑かつ、効果的に行うため、スポーツ傷害見舞金基金を設置している。

平成7年度から平成22年度の間、スポーツ傷害見舞金の支給実績は件数、金額ともに0である。実際の運用状況を勘案すると周知の方法については改善する必要があると判断される。また、見舞金の支給対象となりうるのは傷害保険に加入しているものに限るという定めがあるが、支給対象となる資格を傷害保険の有無で限定することは制度の本来の趣旨を鑑みるに、著しく妥当性を欠いているのではないかと思われる。

以上より、スポーツ傷害見舞金基金が制度として機能していないと判断され、かつ、スポーツ大会において負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を行うという基金の目的が各種の傷害保険等によって十分に補填することが可能であるとするならば、単に長期間拘束されているだけの当該基金については山梨県等の出捐者に返還を行うことも検討すべきである。

各種の傷害保険のみで治療費等の全額を補填することはできないため、基金を継続させていく。

平成23年度末に支給対象が傷害保険に加入しているものに限るという規定をなくした。また、見舞金制度の周知不足が考えられるため、平成24年度から加盟競技団体理事長会議や市町村体育協会事務局長・事務担当者会議で周知を行った。

(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する。(指摘事項)

山梨県体育祭り実行委員会が主催する山梨県体育祭りは毎年開催されている。実行委員会の事務運営等の実務は全て当法人の職員によって行われており、その結びつきは強いと判断される。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入については、税法上の収益事業である出版業の付随事業と考えられる。

以上を勘案すると、実行委員会は法人税等の課税主体となると判断されるが、過年度においては特段申告を行っていなかった。過年度に申告等をすべきであったと思われる分についても課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

(21) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない。(指摘事項)

①当法人の会計規定では、10万円以上の資産については台帳に記載の必要があるが、実際は税法上の少額減価償却資産に該当する取得価額30万円未満の固定資産については即時償却されており、固定資産台帳への登載はなされていなかった。

②償却の開始月が取得の翌月とされているが、実際には取得した月より償却が開始されていた。

①及び②ともに当該処理は税法上も認められているが、実際の経理処理と会計規定が異なるという状況は改善が望まれる。今後は規定に沿った処理を行うか、

課税当局と協議したところ、体育祭り自体が収益事業に該当しないため、プログラムへの広告掲載料収入及び県民法人税及び法人市民税については、課税の対象とはならず、申告及び納税の必要はなかった。

少額減価償却資産を含めた固定資産台帳を作成した。

平成24年度から新公益法人会計基準(平成20年4月11日平成21年10月16日改正)に移行する際、会計規程を改正し、現行の減価償却処理(取得した月より償却を開始)に変更した。

なお、会計規程については、公益法人移行の平成24年4月1日より施行し

若しくは規定自体の変更を検討すべきである。

(22) 退職給付引当金及び退職給付引当資産が1,320,000円過大計上となっているため取崩しの処理を行うべきである。また、引当資産については取扱要領の作成が望まれる。(指摘事項)

当法人の退職給付引当金は、財団法人山梨県体育協会退職手当規定に基づいて計算された期末における自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済への外部積立金を控除した金額を計上することとされている。

当法人の平成22年度決算時における退職給付引当金及び退職給付引当資産の金額は、本来あるべき金額よりも、1,320,000円過大計上となっているため速やかに取崩しの処理を行うべきである。

また、当法人が採用している退職給付引当資産の要積立額の計算方法は広く一般的に採用されている方法とは異なり、法人の独自性が強いと判断され、その積み立てに際して恣意性介入の可能性について外部に疑念を抱かせることを防止する観点からも、(①目的②積立ての方法③目的取崩の要件④目的外取崩の要件⑤運用方法⑥その他)①～⑥の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと思料される。

た。

指摘を受け、平成20年度から退職給付引当金を再度積算したところ、平成22年度の退職給付引当金を算出する際に使用する平成21年度の退職給付引当額から退職者1名分の金額(1,320,000円)を除外した誤った資料を、監査人に渡していたことが判明した。

再積算の結果、平成22年度の退職給付引当金を算出する際には1,320,000円を含めて計算しなければならず、退職給付引当金及び退職給付引当資産について過大計上はなかった。

特定資産取扱規程を新たに整備し、公益法人移行の平成24年4月1日より施行した。